

會報

自第壹號

至第參號

會

報

自第壹號
至第參號

暹羅協會



昭和十年三月

會

報

第壹號

暹羅協會

目次

第一 最近ニ於ケル日暹兩國ノ關係ヲ叙シテ暹羅協會ノ使命ニ及ブ……………	一
第二 暹羅國新皇帝陛下御踐祚ニ付當協會ヨリ奉祝電報發達……………	四
第三 暹羅國名譽領事ノ任命……………	五
第四 協會役員ノ依囑……………	五

會報 第壹號

一 最近ニ於ケル日暹兩國ノ關係ヲ叙シテ暹羅協會ノ使命ニ及ブ

亞細亞ニ於テ獨立國ハ我國ヲ除キ僅カニ二三國ヲ數フルニ過ギズ、印度及南洋ヲ通シ其廣袤歐洲ヲ凌キ其人口五億ヲ算スルモ是等ハ總テ數百年來歐洲諸國ノ屬領トシテ白色人種制縛ノ下ニ在リ、此間ニ處シ暹羅方毅然トシテ獨立ヲ全フシ來タルコト眞ニ慶幸ノ至リニシテ我カ國カ暹羅ニ對シ特殊ナル扶掖提撕ノ情誼ヲ有スヘキハ蓋シ自然ナリト謂ハサルヘカラス、從テ從來兩國ハ疾クニ親密ナル兄弟國ノ關係アルヘキニ拘ラス寧口相互疎遠ナル傾キアリシハ實ニ不可解ノ事ニ屬ス。

然ルニ近時日暹兩國間ノ關係ハ政治文化的方面タルト產業經濟的方面タルトヲ問ハス頓ニ密邇ノ度ヲ増シツ、アル狀勢ナルカ其原因ハ幾多之レアラランモ要スルニ其根本ハ兩國々家ト國民カ各自ニ相手方ノ真相ヲ諒解シ始メタルニ基キンモノト確信ス、而シテ其カ促進ヲ授ケタルモノ、一トシテ吾人ハ客歲我カ暹羅協會カ日本商工會議所ト相提携シ外務省ノ贊同ヲ得テ實行シタルカノ訪日シヤム産業視察團ノ招請ヲ舉クルニ躊躇セス、當時我國朝野カ同團ノ視察ニ對シ寄與シタル幾多ノ好意ハ團員ノ眞摯熱心ナル觀察ト相俟テ同團ハ歸暹後我カ國ノ紹介ニ大イニ努ムルトコロアリ、斯クシテシヤム國ノ上下ニ擴カラントシツ、アリタル親日趨勢ニ拍車ヲ入ル、ニ至リシモノナリ、今試ミニ兩國關係ノ近狀ヲ概

述セバ左ノ如キモノアリ。

西曆一九三二年六月政變後ノ暹羅現政府ハ其ノ政治運用機構ニ改革ヲ施サントシ右目ノ達成ニ付人種、宗教、民情相似タル我カ國ノ諸制度ヲ大ニ參考トスルノ意嚮アルハ吾人ノ豫テ聞キ居リタル所ナリシカ、其ノ機漸ク熟シ最近無任所大臣二名ヲ非公式ニ我カ國ニ差遣スルニ至レリ、兩氏ハ官吏二名商工會議所代表二名ト共ニ過般入京既ニ諸般ノ視察ヲ爲シツ、アルカ、續イテ同國政府内務、大藏、經濟各省ヨリ選拔セラレタル官吏ヨリ成ル視察團十數名ノ一行亦視察ノ目的ヲ以テ近ク我カ國ヲ訪レントシ、同國人民議會差遣ノ東洋各地視察議員團々員十五名復タ我カ國ノ議院制度等視察見學ノ爲メ來ル四月下旬頃來朝セントスルアリ、軍部方面ニアリテハ同國陸軍ハ最近有爲ノ青年將校十二名ヲ將校留學生トシテ先ツ我國ニ送り一行ハ既ニ着京帝國陸軍ノ指導ヲ受ケツ、アリ、海軍亦之ト相前後シテ士官十六名ヲ差遣シ一同ハ既ニ日本郵船、大阪商船、三井船舶部ノ遠洋航路ニ分乗致々トシテ航海技術ノ實修ヲ爲シツ、アリ。

轉シテ教育方面ヲ觀レハ暹羅國官立法文科大學ハ昨冬我カ九州帝國大學教授伊藤兆司氏ヲ聘シテ其卓越シタル農業經濟ノ學理ヲ講セシメ以テ農業立國ヲ唱フル同國將來ノ斯業發達ニ資セントスルノ熱心ヲ示シタルガ、同教授招聘ノ如キハ近時暹羅國政府カ部内ニ於ケル在來ノ傭聘歐人ヲ漸次解僱シツツ、アル傾勢中ニ於テ一異彩トモ云ヒ得ヘク亦以テ暹羅政府ノ意嚮奈邊ニ在ルヤヲ推知シ得ヘシ、此ノ間我カ國ニ學術研究ヲ志ス渡日學生ノ數ハ過去一兩年間逐次増加シ今ヤ三十名ニ達セントシ今後モ益々増加ノ趨勢ヲ呈シツ、アリ、顧ミテ彼等ノ學業ノ成否如何ハ之ヲ日暹兩國親善ノ大局ヨリ觀テ最モ關心事ト爲スヘク同國政府ハ近ク東京ニ學生指導機關ヲ設クルニ決シ居レリトイフ、又我海洋少年團ノ海上訓練ヲ目的トスル和通丸カ昨秋暹羅盤谷港ヲ訪問滞在數日間同國朝野ノ最モ熱誠ナル歡待ヲ受ケタルハ吾人ノ耳ニ尙新タナルトコロナルカ同國少年團ハ往年我國訪問ノ際受ケタル歡待ニ對スル謝禮ノ意ヲ含ミ最近進ンデ我ガ少年團ニ同

國產巨象二頭ヲ寄贈スルコト、ナリ近ク其ノ受渡ノ手續ヲ爲ス等ノ快報アリ、若シ夫レ文化方面ニアリテハ本年陽春ノ候ヲ期シ同國々立音樂學校男女生徒約三十五名ヨリ組織サル、舞踊團來朝シ帝都其他各地ニ於テ同國獨特ノ舞踊ヲ公演シ以テ日暹文化親善ノ尖端ヲ切ラントスルカ如キモノアリ。

然リト雖モ日暹兩國親善ノ楔トナルベキ重點カ通商經濟ノ接邊ニ在ルハ言フ俟タズ、而シテ此方面ニ於ケル現狀モ亦吾人ヲシテ會心ニ堪ヘザラシムルモノアリ先ツ之ヲ通商關係ニ觀ルニ日暹貿易ハ最近著シク増加躍進ヲ示シ過去五ヶ年間ニ於ケル我國ヨリ暹羅國ヘノ輸出額ヲ檢スルニ大體左ノ如キモノアリ。

昭和五年度	日本ヨリ暹羅國ヘノ輸出額	九四七、六〇〇圓
昭和六年度	同	四、七一二、〇〇〇圓
昭和七年度	同	八、五八一、〇〇〇圓
昭和八年度	同	一八、一二四、〇〇〇圓
昭和九年度	同	二八、〇四八、〇〇〇圓

我國ノ對暹輸出貿易ノ此趨勢ニ對シ暹羅國ヨリ我國ヘノ輸入ヲ見ルニ從來年額數量約十二萬噸價格約一千五百萬圓ヲ算シタル碎米ガ不幸ニシテ我國側ノ事情ニヨリ去ル昭和八年末ヨリ實際上ノ輸入ヲ困難ナラシメ兩國通商上一抹ノ暗雲ヲ齎ラスモノアリシモ最近我外務省、商工省、及農林省等ノ斡旋盡力ニ依リ近ク再ヒ輸入ノ途モ開カレントスル狀態ニシテ斯クテ日暹貿易ハ茲ニ初メテ片貿易ノ誹ヲ免レ洋マツシテ兩國通商ノ發達ニ精進スルコトヲ得ベシ、然モ吾人ヲシテ更ニ望蜀ノ希望ヲ述ベシムレバ前述ノ如キ我國ノ躍進的對暹輸出ニ對スル暹羅國ヨリノ輸入品トシテ米以外ニ何物カ

ヲ發見スルコトヲ得バ兩國ノ相互依存關係上此上ナキ好都合ナル處、之ニ對シ目下暹羅國ニ於テ農業方面觀察ニ從事シツ、アル我カ三原農學博士ノ寄セラレタル報告ニヨレバ暹羅產棉花ノ栽培ハ其前途大ニ囑望スベキモノアリ、若シ假スニ時日ト資金ヲ以テセハ將來暹羅カ我國ニ對シ棉花供給ノ一重要國タルノ位置ヲ占ムルノ日モ亦期待シ得ベキモノアリトイフ。斯ノ時ニ於テ三月二十六日ヨリ開催ノ橫濱復興記念博覽會ニ同國政府ハ自國商品紹介ノ趣旨ヲ以テ暹羅館ヲ設ケテ諸般ノ物產ヲ陳列セントシ或ハ新ニ名古屋神戸ノ兩都市ニ名譽領事館ヲ開設シ以テ日暹兩國ノ通商振興ニ資セントスルアリ、斯クテ機運ハ將ニ熟シ所謂順風揚帆ノ狀態ヲ呈シツ、アリ、之ヲ十年前兩國ノ關係ニ照シ觀ルトキハ實ニ隔世ノ感ナシンバアラズ、此ノ好機運ヲ捉ヘテ兩國親交ノ具體的増進ニ就テハ帝國政府ニ於テ自ラ成算ヲ有セラルヘキモ我カ暹羅協會ニ於テモ袖手傍觀スベキニアラズ、須ラク大ニ時勢ノ動向ニ覺醒シ有ラユル方法ヲ盡シテ側面ヨリ之ヲ幫助スベキハ協會設立ノ趣旨ニ鑑ミテ當然ト言ハザルベカラズ、而シテ斯カル活動ヲ爲スニハ先ヅ協會ヲ財團法人ト爲シテ基礎ヲ強固ナラシムルコト第一必要ナルガ故ニ協會ハ曩ニ二月ノ理事會ニ於テ此ノ大體ノ方針ヲ決定シ今ヤ準備中ニ在リ、庶幾クハ此際會員諸彦ニ於テモ此ノ趣旨ヲ體セテ一致協力世間ヲシテ協會存在ノ認識ヲ強メシメ着々トシテ其ノ活動ノ歩武ヲ進メシメラレシコトヲ。

二 暹羅國新皇帝陛下御踐祚ニ付當協會ヨリ奉祝電報發送

英國ニ御滞在中ナル暹羅國皇帝ラーマ第七世「ブラチャイテイボツク」陛下ハ本年三月二日午後四時十五分（グリニツチ時間）ヲ以テ退位セラレ皇位繼承法ニ從ヒ「アナンダマヒドン」殿下直ニ踐祚セラレ人民議會ハ同六日ヨリ七日曉ニ至ル會議ニ於テ先帝ノ退位ヲ認メ憲法ノ條規ニ基キ新帝ノ踐祚ヲ承認尙新帝未成年ナルヲ以テ議會ハ皇族ニ名重臣一

名ヨリ成ル攝政會議ヲ任命セリトノ公電三月七日附在暹矢田部公使ヨリ我外務省へ報告アリシ趣承知シタルヲ以テ會長ヨリ早速左ノ祝電ヲ外務省ヲ經テ發送セリ。

左ノ通り貴國大臣ニ御傳達ヲ乞フ。

アナンダマヒドン陛下御踐祚ニ付シヤム協會ヲ代表シ謹ンデ御祝辭ヲ呈ス。

近 衛

在暹矢田部公使宛

因ニ新皇帝 故「ソククラ」親王殿下ノ第一王子ニシテ西曆一九二五年九月廿日御誕生目下瑞西國「ロザンヌ」ニ御滞在中ナリ。

三 暹羅國名譽領事ノ任命

暹羅政府ハ最近ノ日暹通商關係ノ進展ニ鑑ミ今回左ノ兩氏ヲ同國名譽領事ニ任シ本月十五日ヲ以テ之ガ正式發表ヲナシタリ

在神戸名譽領事

榎並 充 造 氏

在名古屋名譽領事

加藤 勝太郎 氏

依テ從來ノ在大阪名譽領事安住伊三郎氏ト併セテ三名トナレリ。

四 協會役員ノ依囑

去月二十一日開催ノ當協會理事會ニ於テ會長ヨリ左記諸氏ヲ理事ニ依囑シタリ。(次第不同)

理事長

子爵 岡部長景殿

常務理事

子爵 三島通陽殿

常務理事

矢田長之助殿

理事

伯爵 酒井忠正殿

同

伯爵 溝口直亮殿

同

伯爵 二荒芳徳殿

同

男爵 大倉喜七郎殿

同

外務省東亞局長 桑島主計殿

同

文部省専門學務局長 赤間信義殿

同

日本商工會議所副會頭 鶴見佐吉雄殿

監事

藤山雷太殿

尙當協會創立以來幹事トシテ始終熱心會務ニ鞅掌セラレタル原忠道氏ハ今回辭任セラレ山口武氏協會主事ニ任セラレタリ。

當協會事務所ハ既報ノ通り先般來左記ニ移轉セリ

東京市麴町區三年町一番地 霞山會館内

電話銀座 二〇五四八
二六五六

昭和十年四月

會

報

第貳號

暹羅協會

目次

第一 協會々員ニ對スル希望	一	暹羅舞踊團ノ來訪	二〇
第二 暹國新聞紙ノ我國民性及工業發達ニ關スル論調	二	○シヤム協會主催シヤム舞踊團歡迎遊茶話會	二一
(イ)「カナラツタタママン」紙掲載論文要譯	二	○ミトラカーム暹羅公使ノ主催	二四
(ロ)「ワラサップ」紙掲載論文要譯	三	○本協會理事大倉男爵舞踊團招待	二四
(ハ)「タイマイ」及「シークルング」紙社説	四	○外務省文化事業部主催ノ舞踊團招待晚宴會	二四
第三 シヤム國皇帝御退位經緯	八	○暹羅協會ノ暹羅舞踊團公演援助	二五
はしがき	八	○國際文化振興會ノ同舞踊團援助	二五
一、皇帝退位問題(原因及經過)	九	○外務次官ノ舞踊團招待茶話會	二五
二、御決意表明	三	○暹羅訪日議員團先發隊ノ着神	二六
三、政府側ノ處置	四	○協會役員會及總會ノ開催	二六
(備考)先帝ラマ六世遺贈問題	五	四月十八日 評議員會	
第四 雜報	六	四月十九日 總會	
○日暹兩國皇室間ニ電報御往復	一六		
○暹羅關係人事	一六		
○橫濱大博覽會開會式ニ於ケル本協會々長ノ祝辭朗讀	一七		

會報 第貳號

一 協會々員ニ對スル希望

再昨年暹羅政變以來新政府及國民ノ間ニ翕然トシテ勃興シタル親日的風氣ニ就テハ我協會員ノ夙トニ諒承セラレ、所ナルガ、最近整谷駐劄矢田部公使ノ本省ニ寄セラレタル報告中同國新聞紙ノ論調ハ特ニ同國有識階級若クハ言論界ノ此親日的態度ヲ率直ニ反映シタルモノニシテ一讀欣懷ニ堪ニサルモノアリ、吾人ハ知己ヲ亞細亞同民族ノ内ニ見出シタルト同時ニ此熾烈ナル後進國ノ憧憬ニ對シテハ我國ニ於テモ滿幅ノ誠意ヲ以テ應酬スベキ特種ノ義務アルヲ痛感セズンバアラズ、此時ニ際シテ我協會ノ存在ハ誠ニ其時ヲ得タルモノニシテ協會ノ行動ハ直チニ日暹親交ノ國策ニ觸ル、モノト謂フベク我協會ノ責務ハ愈々益々重大ヲ加フルニ至リタルヲ覺フ、而シテ願ミルニ協會ヲシテ今日アラシメタル功ハ主トシテ創立以來多年ノ間各種ノ犠牲ヲ忍ンデ之ヲ扶育長養シタル大倉男爵ノ努力ニ歸セズンバアルベカラズ、協會當局者ハ之ヲ牢記シ今ヤ一意専心責務ノ遂行ニ向ツテ最善ノ努力ヲ續ケ居ル次第ナルモ之ヲシテ能ク有力ナル効果ヲ擧ゲンムルト否トハ一懸テ協會々員諸彦ノ一致協力鞭撻提撕ノ如何ニ在ルハ論ナキ所從テ吾人ハ前回ノ會報ニ於テモ協會ノ使命ヲ叙述シテ會員諸彦ニ庶幾スル所アリタルガ諸彦ニ於テモ此際更ニ時勢ノ動向並ニ協會使命ノ重要ニ新クナル認識ヲ與ヘラレ今後協會ノ具體的活動ニ對シテ一層眞摯ニシテ熱心ナル關心ヲ持タレンコトヲ希望シテ已マズ、蓋シ今日ノ好機ヲ捉ヘテ日暹親交ノ具體的増進ニ邁往スルハ國策百年ノ長計ニ寄與スル所甚大ナルモノアルベケレバ也。

二 暹國新聞紙ノ我國民性及工業發達ニ關スル論調

二

イ 客年十一月二十三日附盤谷暹字紙「カナラツタマヌーン」掲載論文要譯（註、同紙ハ憲法普及ヲ目的トシ主トシテ
公民權ヲ有スル者ヲ以テ組織スル憲政協會ノ機關紙ナリ）

昭和九年十一月廿三日 暹字紙「カナラツタマヌーン」所載

自己ニ執著スル勿レ

ウシナガーム

東洋ニ於テ、世界ノ強國ト對等ノ地位ヲ保持シ得ルモノハ、唯一ノ日本國アルノミデア、日本ガ今日ノ地位ニ到達
シ得タノハ、何ニ由リテ然ルカ、日本ハ嘗テ二百餘年ノ間徳川幕府ノ下ニ統治セラレタ幕府ノ勢力衰フルニ及ンデ大政ヲ
皇室ニ奉還スルノ止ムナキニ至ツタノデア、日本國民ハ此倒幕維新ノ偉業ニ於テ無比ノ愛國心ヲ發揮シタコトガ認
メラレル、王政復古ハ著シク日本ノ財政ヲ好轉セシメタ、即チ封建制度ノ打破ニ依リテ各種ノ收入ヲ中央國庫ニ集中スル
ヲ得タガ爲メデア、財政安固ニシテ諸般ノ國家事業始メテ其ノ達成ヲ期スルコトガ出來ルノデア、國民衛生ノ改善
國民食糧問題ノ解決等皆然リ、製造工業ト商業ト振興ハ政府ノ租稅收入ヲ増加シ、且ツ輸出ノ獎勵ニ依リテ富ヲ國內ニ
吸收シタ、陸海空軍ヲ充實シテ他國ト強大ヲ競ハントスルニハ國富ノ恃ムベキモノナカルベカラズ、而シテ日本ハ今ヤ
世界ノ強大國トシテ全世界ノ尊敬ヲ受クルニ至ツタ、日本ハ實ニ東天ニ輝ク明星デア、日本ハ元來文物典禮ヲ支那カ
ラ輸入シタノデア、完全ニ之ヲ咀嚼改善シテ自分ノモノトシタ、次デ泰西ノ學術ヲ取り來リテ之ヲモ自家ノ藝範中
ニ收メタ、日本ハ幼時カラ神道ニ則リテ犧牲ノ精神ヲ涵養セラレル、政府亦アラユル方法ヲ講ジテ義勇奉公ノ精神ヲ鼓
吹スルコトヲ怠ラヌ、例ヘバ戰場ニ於テ國家ノ爲メ其ノ生命ヲ捧ゲタ軍人ヤ、國家ノ發展ニ貢獻シタ政治家ヤ、其他國

運ヲ進展ニ寄與シタ功勞者ノ銅像又ハ記念碑ヲ建設シ若ハ其ノ傳記ヲ編纂シテ勳績ヲ不朽ニ傳ヘ以テ後進ノ訓育ニ資ス
ル等努メテ到ラザルナキモノガアル、其ノ國民性ニ就テ云ハニ、日本國民ハ猜疑嫉妬ヲ以テ相互殘害スルガ如キモノ
ハ甚ダ稀デア、斷言シ得ル、此點ハ吾人暹羅人ノ特ニ學バザルベカラザル點デア、日本人ハ他人ノ面前ニ於テハ猫
ノ如ク從順デアツテ而モ後ヲ向ヒテ舌ヲ出スガ如キ國民デハナイ、彼等ハ利己ノ爲ニ友ヲ賣リ人ヲ陥レルガ如キ國民デ
ハナイ、假令斯種ノモノアリトスルモ夫レハ極メテ少數ノ例外タルニ過ギヌコトヲ確信スル、今ヤ我暹羅國ハ其ノ宿命
ニ安ンゼズシテ大ニ國家興隆ヲ企圖セザルベカラザルノ機會ニ逢著シテ居ルノデア、吾人須ラク同胞相食ミ相陥ルノ
惡癖ヲ矯正シテ相互扶翼ノ純情ヲ以テ國民ノ糾合一致ヲ圖ラネバナラス、責任ノ轉嫁ヲ是レ事トシ朋黨徒ヲニ相援引ス
ルガ如キコトナク、黨派ヲ拘ラス善惡ヲ以テ規矩ヲ正フスルノ雅量ヲ以テスレバ、國家ヲ以テ念トスルノ士ハ喜ビ勇
デ其ノ一身ヲ祖國ニ捧グルデア、若シ誠意ノ人其ノ最善ヲ盡スト雖モ報ユルニ妬心ニ基ク無法ノ抗擊ヲ以テセラル
ルガ如キコトガアツタナラバ、奉公ノ念ハ忽チ消磨シ悉クサレルデア、其ノ結果至誠奉國ノ要材ハ之ヲ求メントス
ルモ得ベカラザルニ至ルノデア、廟堂ニ立ツ者徒ラニ吸血鬼トシテ國民ノ呪フトコロトナルノミニテ何等治績ヲ擧
ルコトモ出來ヌデア、我國ノ眞ノ發展ハ、諺ニ曰ク「口ニ密アリ腹ニ劍ヲ含ム」種類ノ論客ニヨリテ齷サレ得ルモ
ノデハ無イ、己レヲ空フシテ誠心誠意以テ事ニ當ル者ノ賜テナケレバナラス、我國民ニシテ眞ニ國運ノ進展ヲ冀望スル
ナラバ自己ニ執著セズ惡癖ヲ是正シ同胞相率ヒテ一意國家ヲ以テ念トセネバナラス云々。

ロ、客年十二月一日附盤谷暹字紙「ワーラサップ」掲載論文要譯
十二月一日暹字紙「ワーラサップ」所載

三

暹羅ハ尙武國ナリ

往古「タイ」民族ノ勇武ニ富ミタル事蹟ヲ舉ゲ、國家ノ獨立ヲ確保スルガ爲ニハ軍事思想鼓吹ノ必要ナル所以ヲ説キタル後左ノ通述ベタリ、日本ニ神道アリテ忠君愛國ノ國民性ヲ陶冶シ、武士道アリテ國民勇武ノ習俗ヲ成セリ、武士道ノ精神ハ正直、勇敢、誠實ニアリ、日本人ハ名譽ヲ重ンズルコト甚ダシク苟モ武士道ニ違背スル者ハ萬人ニ齒セラレズ贈罪ノ法ハ割腹(ハラキリ)アルノミ、日本ノ教育ハ所謂日本ハ精神教育ヲ以テ其ノ基本ト爲シ武士道ニ則リテ一意國民及軍人ヲ教化ス、日本ハ古來ノ良俗ヲ永遠ニ傳フルコトニ努力セリ、著名ナル古武士ノ記念像ハ各所ニ建設セラレ其ノ經歷ト功績ヲ不朽ニ傳フルコトヲ怠ラズ、以テ精神教育ノ資料トセラル、各學校男女學生ハ每週軍隊ヲ見學シテ軍事知識ヲ養フ、日本ノ前驅ヲ踐ミテ之ヲ我國民性ニ適合セシムルノ途ヲ講ズレバ國家ノ發展ニ資スルコト大ナルモノアルベシ日本青年ノ尙武ノ氣風ヲ稱ヘタル語ニ「花ハ櫻ニ人ハ武士」ト云ヘルアリ、櫻ハ花ノ王ナリ男子ノ勇マシク花々敷キモノ即チ武士ナリト云フ語義ニシテ戰場ニ於ケル死ハ散リ際ヲ惜マザル櫻ノ如キ潔キ事ヲ意味ス、又「敷島ノ大和心ヲ人間ハバ朝日ニ匂フ山櫻花」ト云フ歌アリ、日本人ノ心ハ如何ト問フ者アラバ朝日ニ匂フ山櫻ノ如ク麗朗ナリト答ヘヨノ意味ニシテ多ク軍人間ニ持囀サレ士氣ヲ鼓舞シ廣ク人口ニ膾炙ス。

日本人ノ名譽トスル軍隊精神ハ全國ニ普及シ假令老翁老婆ト雖モ種々ノ方法ニ依リ奉公ノ實ヲ舉ケントスル例ハ日露戰爭等國難ノ際遺憾ナク發揮セラレ今尙吾人ノ記憶ニ新ナル所ナリ吾人ハ須ラク日本人ニ倣ヒ日本人ノ如クナラザルベカラズ。

ハ、客年十一月十六日附選字紙「タイ、マイ」及同月廿三日附選字紙「シークルング」社説要譯

昭和九年十一月十六日選字紙「タイ、マイ」所載

日本ノ産業

日本ノ産業ハ、僅々五十年ヲ出デザル短期間ニ焚火ニ油ヲ注イダ様ナ勢ヲ發達シタ、世界ノ先進産業國ハ其ノ後進國ガ斯クノ如キ偉大ナ進歩ヲ來シタコトヲ見テ驚嘆ヲ禁ズル能ハザルモノガアル、日本人ハ元ト白人教師ノ弟子ニ過ギナカッタノデアアルガ、今ヤ白人教師ハ却テ徒弟ノ後ヘニ瞞着タラザルヲ得ザルモノガアル、日本ハ徒弟ノ地位カラ一躍競争者ノ地位ニ進ミ、遂ニ完全ニ優勝旗ノ保持者トナツタ、於是乎歐米諸國ハ政治的ニ將又經濟的ニ相率ヒテ日本ノ動向ニ深甚ノ注意ヲ拂フニ至ツタ。

西曆一八七九年ノ日本ノ人口ハ三千五百萬デアツタガ、一九三〇年ニハ六千四百萬餘ニ増加シ、即チ五十年間ニ倍加シタノデアアル、西曆一八八九年ニハ、日本ハ職工十名ヲ超ユル工場七百六十七ヲ有スルニ過ギナカッタノデアアルガ、一九〇四年ニハ其ノ數九千二百三十四ニ達シ、最近ノ調査ニ依レバ三萬〇八百四十三工場ノ多キヲ數ヘ生産額七億八千萬圓ニ達シタ、一九〇九年以來日本ノ貿易ハ大ニ發展シテ其ノ商品ハ世界ノ各市場ニ配給セラル、ニ至ツタ、一九二九年ニ至リテ世界的經濟不振ノ影響ヲ受ケテ其ノ進展一時停止シタノデアアルガ今日ニ至リテハ遂ニ貿易上ノ覇者タルヲ得ルニ至ツタ、日本品ハ優良安價ノ故ヲ以テ世界各國トノ競争ニ打勝チ世界市場其ノ潤歩ヲ見サルモノナキニ至ツタノデアアル。

一九〇九年カラ一九二八年ノ間ニ、日本全國ノ工場ニ於ケル職工ノ數ハ八十萬人カラ二百萬人ニ増加シ、一九三一年ニ於テハ鑛山、港灣、鐵道及自動車等ノ勞働者ヲ合算スレバ其ノ數ハ實ニ四、七二九、四三六人ニ達シ内男子三、二一五、二五六人婦人小兒一、五一四、一八〇人デアツタ。

十九世紀末ノ日本ハ未ダ二等國ノ域ヲ脱スルコトハ出來ナカッタ、島國內ニ踞シ一步モ海外ニ踏出スコトノ出來ヌ國デアツタ、然ルニ今ヤ日本ハ貿易及産業ニ於テ世界ノ一大勢力トナツタ、斯ノ如キ急速ナ進歩ヲ平和ノ裡ニ成シ遠グルトハ至難ノ業デアルガ日本ニ取リテハ夫レハ至難デナカッタ、吾人が多大ノ讚辭ヲ日本ニ呈セザルヲ得ナイノハ日本ガ徒手空拳ヲ以テ其ノ國ヲ興シタ一事デアアル、日本ヲ以テ世界大戦前ノ獨逸ニ髣髴タリトスルモノモアルガ、經濟不振ヲ極メツ、アルニ際シテ右ノ如キ貿易上ノ大發展ヲ來シツツアル日本ノ手際ハ獨逸ノ遠ク及バザル所デアアル日本ノ鮮カナル進歩發展ハ單ニ其ノ宿命トノミ見ルベキデハナイ、又世運ノ自然推移ニ由ルノミト云フベキデモナイ、遠謀深慮ヲ以テ百年ノ計ヲ樹テ能ク其ノ進路ヲ誤マラザリシノ致ス所ニ外ナラス、日本ハ無制限ニ工場ヲ擴張シテ他國ノ産業ヲ壓迫スルモノナリトナシテ之ヲ非難スルモノガアルガ夫レハ不當デアアル、日本ハ已ムヲ得ザル必要ニ迫マラレテ此ノ舉ニ出デテ居ルモノデアアル、日本ハ人口國內ニ溢レ、耕スニ尺寸ノ地ヲ剩サズ、隣邦移住モ亦タ極メテ困難デアアル、去レバ日本ノ生キル唯一ノ途ハ其ノ工業ノ發展ニアルノデアアル、各國ハ自ラ先ヅ日本ヲ此ノ窮地ニ陥レナガラ日本ガ此ノ窮地カラ其ノ活路ヲ見出シタコトニ依リテ今日却ツテ自繩自縛ニ陥ツタノデアアル。

日本ノ政治家ハ其ノ國運ノ前途ニ關シテ深謀熟慮ノ結果産業立國策ヲ編ミ出シタ、産業立國策ハ日本ノ古來傳統ノ政策デハナイ、全ク世界各國古今ノ政治經濟ニ對スル深甚ナル研究觀察ノ結論デアアル、吾人ハ日本人ノ明智ニ敬服シ更ニ同時ニ日本人ノ實行ノ手腕ヲ稱讚セサルヲ得ナイ、思索見識ハ實行ノ之ニ伴フモノナキトキハ殆ンド其價值ヲ認ムルコトハ出來ヌ、先輩政治家ノ樹立シタ國是ハ其ノ後進ニ依リテ繼承セラレ忠實ニ遵守セラレ實行セラレタノデアアル、日本ハ帝國主義ヲ以テ自國ニ益ナシトシテ居ル、往年帝國主義ハ全世界ヲ風靡シ、各國ハ競フテ兵力ヲ以テ領土ヲ擴張シタ、然ルニ日本ハ兵力未ダ伴ハズ旭旗ノ光治ネキヲ得ズ、自ラ帝國主義ニ追從スル

ヲ得ナカッタ、仍テ日本ハ其ノ獨特ノ新國是ヲ樹テ、之ヲ實行スルニ至ツタノデアアル、即チ盛ニ學徒ヲ歐米ニ派シテ政治、經濟、産業、軍事ヲ研究シ其ノ舊制度ヲ改廢シテ現代科學ノ粹ヲ發揮シタ、此大革新ガ守舊思想ノ徒カラ何等ノ反對迫害ヲ蒙ラザリシハ他ノ諸外國ニ多ク其ノ例ヲ見ザル所デアアル。

然ルニ斯クノ如キ一大革新ニ拘ラズ日本人ハ能ク社會各階級間ニ於ケル協同ノ精神ヲ失ハナカッタ、資本家ト労働者ノ間並ニ労働者相互ノ間ニ一致協力ガ能ク維持サレ得タガ故ニ日本ハ幾多ノ困難ヲ切抜キ來ルコトヲ得タノデアアル(下略)

昭和九年十一月廿三日 遞字紙シートクルング所載

日本ノ製造工場

(前略)

日本ノ各大工場ニハ病院、理髮室、圖書室、休憩室、庭球及野球場、柔道場、活動寫眞館等ガ完備セラレ、公休日労働者ノ外出ニハ自動車ノ備付ガアル、女工ヲ有スル製糸工場ニハ居心地好キ無料合宿所ガ設備セラレ夏季ニハ旋風機、冬季ニハ暖房ノ施設ガアル。

日英兩國ノ労働賃銀ヲ比較スルコトハ極メテ困難デアアル、何トナレバ兩國内ニ於ケル貨幣價值ニ多大ノ相違ガアツテ爲替相場ヲ換算シタ金額ヲ以テ比較スル譯ニハ行カヌカラデアアル、十四歳内外ニシテ技術未熟ナル女工ノ製糸工場ニ於ケル最低賃銀ハ一週約五圓ニシテ六志餘ニ相當スルガ、國內ニ於ケル實際上ノ貨幣價值カラ見ルト十二志ノ價值ヲ下ルコトハナイ、而モ此十二志ハ女工ノ受クル賃銀ノ全部デハナイ、女工ハ工場ニ於テ教育ヲ施サレ又其ノ必要トスル醫療

費半額ニ割引セラレテ居ル夫レ故實際ノ賃銀ハ十二志ヲ遙ニ超過スルモノデアル(中略)

日本人ハ働カンガ爲ニ生レタガ如クデアル、勞働ハ實ニ日本人ニ取りテハ藝術デアリ又宗教デアアル、彼等ハ働ク時ニハ我ヲ忘レテ仕事ニ没頭スル、而モ仕事ヲ離レテ遊戯スルトキニハ又大ニ其ノ遊戯ニ熱中スルノデアアル、日本人ハ好機ニ際會シテ狂喜スル性向ヲ有スル、春季觀櫻ノ季節、天真爛漫トシテ無邪氣ナルコト小兒ニ似タルモノガアル。

日本人ハ實ニ敏活、勤勉及忍耐ノ特質ヲ有シ其ノ仕事ハ實ニ機械ノ如クニ整然タルモノガアリ加フルニ常ニ互助ノ精神ヲ以テ事ニ當ル日本ハ協同ヲ以テ世界ニ冠タル民族デアアル云々。

三 シヤム國皇帝御退位經緯 (外務省情報部ヨリ資料ヲ借用ス)

目次

はしがき

一、皇帝退位問題(原因及經過)

二、御決意表明

三、政府側ノ處置

備考 先帝ラマ六世遺體問題

は し が き

シヤム國皇帝ブラジャヤーデイボク陛下ノ退位説ハ昨年中モ傳ヘラレ、既刊國際事情(第四二五輯)ニモ亦取り敢エズソノ一端ヲ報ジテオイト。而シテシヤム國政府ハ此ノ間ニ善處スベク、要人ヲ使者トシテ御靜養地倫敦ニ派遣シ、サル事ナキヤウ親シク懇願ヲ重ヌルトコロアツタガ陛下ニハ遂ニ三月二日午後四時十五分(グリニツヂ時間)ヲ以テ退位セラレ、皇位繼承法ニ從ヒ異母兄ソングラー殿下ノ皇子アナング・マヒドン殿下(一九二五年御誕生)直チニ踐祚セラレ、人民代表議會ハ六日ヨリ七日ニ至ル會議ニ於テ右御退位ヲ認メ新帝ノ踐祚ヲ承認シタ。御在位約拾年デアアル。前後ノ經緯ヲ左ニ略説スル。

一 皇帝退位問題(原因及經過)

シヤム國皇帝陛下ハ昭和七年六月ノ革命ニ際シ革命派ノ要請ヲ容レテスコータヤ宮殿ニ於テ暫定憲法ニ署名セラル、ニ當リ、當時人民黨(革命主體)ノ發シタ宣言ガ完膚無キ迄皇帝ノ御治世ヲ攻撃セルコトニ言及セラレタル後、此ノ上皇位ニ留マランコトハ何人ト雖モ能ク爲シ得ル所ニ非ズ、朕ハ儲嗣無ク健康亦勝レス寧ロ退イテ安慰ナル生活ヲ樂マン云々ト仰セラレタルコトガアリ、惟フニ當時既ニ皇帝ノ御胸裡ニハ或ル御決意ノ藏セラレタコトヲ看取シ得ル。

其ノ後兎モ角同年十二月ノ恒久憲法ノ發布ニ依リ革命ハ一段落ヲ告ゲタケレド、更ニ翌昭和八年四月一日新政權中ノ保守の分子ニ依ル憲法一部停止及人民代表議會解散、次デ同年六月二十日保守の分子失脚シテ急進分子勢力ヲ回復シ、之ニ依ル憲法回復及少壯派政府ノ成立等ノ政變反覆セラレ、其間他方反動派ト革命派トノ權力爭奪目醒マシキモノアリ、遂ニ同年十月皇從兄ボウラデイト殿下ヲ頂ク一派ノ内亂(註一)ガ勃發シタ、カクテ内亂鎮定後、同年十二月初旬第一回人民代表議會ノ開院式ニ親臨ノ爲皇帝ハ政府ノ懇請ノ下ニ漸クワヒン離宮ヨリ還幸サレテ以來、政府側殊ニビヤバ

本總理方極力皇帝ト政府間ノ意思疏通方ニ努メタニモ拘ラズ兩者ノ關係兎角釋然タラザルモノアリ、越エテ昭和九年一月ニ至リ人民代表議會ノ會期正ニ酬ナルニ拘ラズ、皇帝ハ眼疾治療ノ理由ヲ以テ外遊ノ途ニ就カレ、當時一部人士ノ間ニハ或ハ皇帝ハ其ノ儘永久ニ御歸國ノコトナキニ至ルヤモ知レズトノ一抹ノ不安ヲ抱クモノアツタガ、同年八月一日ヨリ開會中デアツタ人民代表議會臨時會(會期、昭和九年八月一日ヨリ九月末日迄)ニ於テ

(イ) 遺産相續法案

(ロ) 刑法、刑事訴訟法及陸海軍刑法ノ改正法案

ニ關聯シ遂ニ皇帝ト議會及政府ノ間ニ紛爭事件ガ發生シ且ツ表面化スルニ至ツタ。
是ヨリ先、第一回人民代表議會(會期、昭和八年十二月十日ヨリ昭和九年三月末日迄)ニ於テ遺産相續法及遺産相續ニ關スル法律案ガ通過シ國務院總理ハ皇帝ニ對シ裁可ヲ奏請シタ處皇帝ハ右法律案ノ建前上皇帝ノ私有財産ノ相續ニ當リ相續稅ヲ課セラル、ハ可ナリトスルモ、帝位ニ附屬スル財産ノ相續ニ對シテ迄課稅スルコトアラバ不可ナルヲ以テ、右法律案中ニ皇帝ノ私有財産ト帝位ニ附屬スル財産ノ區別ヲ明文ヲ以テ規定スベシト主張シテ裁可ヲ與ヘラレナカツタ。然ルニ、シヤム國憲法第三十九條ハ、皇帝ガ法案ヲ裁可セザルトキハ、國務院總理ガ當該法案ノ裁可ヲ奏請シタル日ヨリ一箇月經過後議會ハ當該法案ヲ再議ニ附シ、若シ議會ガ再ビ之ヲ可決セルトキハ重ネテ之ヲ皇帝ニ提出シ、若シ十五日以内ニ皇帝之ヲ裁可セザルトキハ當該法律案ハ直ニ法律トシテ公布セラル、コトヲ得ベキ旨ヲ規定シテ居リ、人民議會代表ハ右憲法ノ條規ニ遵ヒ前記相續稅法及相續ニ關スル法律案ヲ臨時議會ニ上程シタ處、議會ハ右法律案ハ個人所有ノ財産相續ヲ目標トスルモノデ帝位ニ附屬スル財産ノ場合ハ自ラ別問題ナルノミナラズ、皇帝ハ恒久的存在ナルガ故ニ、帝位ニ附屬スル財産ニ付テハ理論上相續問題ハ發生シ得ズトナシテ皇帝ノ修正意見ヲ容レズ其ノ儘再可決シタ。

其ノ後政府當局ハ皇帝側ト折衝シ遂ニ昭和九年八月二十三日皇帝ハ該法案ヲ裁可セラル、ニ至リ、同法律案ハ右日附ヲ以テ佛曆二四七六年遺産相續稅法及遺産相續ニ關スル法律トシテ公布サレタ(佛曆ノ年ヲ以テ紀元第一年トスル)。而シテ政府ハ能フ限り皇帝、御希望ニ副ハンガ爲其ノ御意嚮ヲ汲ンデ人民代表會議議長チヤオビヤ・シートンマノ委員長トシ皇帝私有財産課稅免除ニ關スル法案作成ヲ擔當スル委員會ヲ創設シテ本件ノ圓滿解決ヲ圖ツタ。然ルニ復又別ノ法律案ヲ繞ツテ皇帝對議會及政府ノ紛爭事件ノ發生ヲ見タ。即チ問題ノ法律案ハ、

(一) 佛曆二四七七年 刑法改正法案

(二) 佛曆二四七七年 刑事訴訟法改正法案

(三) 佛曆二四七七年 軍刑法改正法案

ト稱スル合計三箇ノ法律案デ、其ノ改正ノ要點ハ、現行刑法ハ死刑執行ハ斬首法ニ依ルコトヲ規定セルモ右ハ現今文明國ノ範ニ反シ且ツ經費ヲ要スルガ故ニ之ヲ改メテ向後ハ銃刑法ニ依ルコト、スルコト並ニ現行刑法ハ死刑執行ノ爲ニハ皇帝ノ裁可ヲ經ルヲ要スルコトヲ規定セル處之ヲ改メテ向後ハ國務院總理ニ於テ死刑執行命令ニ署名スルヲ以テ足ルコトトシ、只死刑ノ判決言渡ノ後六十日ノ經過後ニ非ザレバ刑ノ執行ヲ爲スヲ得ザラシメ、皇帝ハ右期間中其ノ憲法上ノ大權ニ基キ特赦又ハ減刑ヲ行ヒ得ル仕組ニ改正セントスルモノデ、右刑法ノ改正ニ伴ヒ刑事訴訟手續法ヲ改正シ又軍刑法ニモ同趣旨ノ改正ヲ加ヘントスルモノデアツタ。

右三個ノ法律案ハ昭和九年ノ臨時議會ニ於テ審議ノ結果八月二十二日は可決確定シ、國務院總理ヨリ攝政ノ裁可ヲ奏請シタ。カクテ攝政ハ右法律案裁可ノ可否ヲ一存ヲ以テ決シカネ是ニ付皇帝ノ御意嚮ヲ照會シタ處、九月八日ニ至リ皇帝ヨリ攝政ニ對シ理由ヲ附シテ右法律案ハ裁可シ難シトノ御沙汰ガアツタ。皇帝ガ右法律案ノ裁可ヲ難ゼラル、理由

「死刑執行方法ノ改正ニ付テハ何等異存ナキモ、死刑ノ執行ニ皇帝ノ裁可ヲ不必要ナラシムル改正ハ甚ダ不可デア
 シヤム國皇帝ハ人民ニ對シテ生殺與奪ノ權ヲ有シ、其ノ恩赦ノ大權ニハ何等ノ制限アルコトナク、一般國民ノ之ヲ喜
 ブコトハ今尙變ラズ、議會ニ於ケル討論ノ報告ヲ徵スルニ、民選議員（註二）ノ大多數ハ右古來ノ習慣ノ變革ヲ望マ
 ザルガ如ク、一般人民投票ヲ以テ國民ノ意見ヲ徵センニハ其ノ大多數亦元ヨリ同様デアラウ。今日若シ本法律案ヲ裁
 可セバ皇帝ハ恩赦ノ大權ヲ拋棄シ、不愉快ナル事項ニ關シテ責任ヲ回避セリト看取サル、ニ至ルベク、又政府ハ其ノ
 政敵ヲ容赦無ク處斷センガ爲ニ本法律ニ據リ皇帝ノ恩赦ノ大權ヲ有名無實ナラシメタトノ反對派ノ批難ヲ被ムルニ至
 ラウ。依テ政府ハ當分本法律案ヲ撤回スルヲ可トスル。」
 トイフニ在ツタ。

次デ九月二十四日ニ至リ復又皇帝ハ、

「國家ノ基本的習慣ヲ人民一般投票又ハ總選舉ノ方法ニ依ラズンテ急遽變革セントスルハ民本主義ニ悖ル措置ナルコ
 ト」

ヲ電信ヲ以テ攝政殿下ニ對シ御沙汰アリ、斯クテ本法律案ハ憲法第三十九條ノ規定ニ依リ議會ノ再議ニ付セラレタ處
 議會ハ三權分立主義ヲ楯ニ取ツテ對抗シ、專制君主政體ノ時代ナラバイザ知ラズ、現在ニ於テハ裁判ハ憲法ニ據リ裁判
 所ニ於テ行フコト、ナツテ居リ、科刑ノ權限ハ裁判所ニ屬スルモノナルコト憲法ノ明文上動シ得ナイ。然ルニ皇帝ノ署
 名ガ無ケレバ裁判所ノ判決ヲ執行シ得ナイトイフヤウデハ裁判ノ獨立ハ有名無實トナル。而モ皇帝ハ憲法ノ條規ニ遵ヒ
 死刑判決言渡ヨリ執行ニ至ル六十日ノ期間内ニ憲法上ノ大權ニ基キ特赦又ハ減刑ヲ行ヒ得ル次第デ、本件刑法改正ノ爲

ニ別段皇帝ノ大權ヲ奪フ次第デモナイ。強ヒテ云ハバ皇帝ノ大權行使ノ期間ヲ六十日間ニ制限シタニ過ギズ、而シテ右
 制限ハ裁判所ノ獨立ヲ保障スル爲絕對必要デアルトノ見地ヨリ九月二十八日ニ至リ右法律案ヲ再議ノ上可決シタ。尤モ
 政府ハ成ルベク皇帝トノ正面衝突ヲ避ケンガ爲、右法律案ヲ法律トシテ公布スルコトハ差控ヘテ居タ。

然シナガラ本件紛争ハ單ニ法律上ノ問題デナクシテ政治的要素ノ多分ニ介入セルコトニ注意セネバナラス。元來政府
 ガ本件三個ノ改正法案ヲ議會ニ提出スルニ至ツタニモ自ラ理由ガアル。上記ノ昭和八年十月ボワラデト殿下ノ舉事ニ
 參割又ハ左袒シテ逮捕サレタ者ハ事件後特別裁判所ノ審理ニ附セラレ、罪狀特ニ重キ數名ハ同裁判所ニ於テ死刑ノ宣告
 ヲ受ケタノデアツタ。仍テ政府ハ右死刑ヲ執行スル爲攝政殿下ノ裁可ヲ奏請シタ處、攝政殿下之ニ不同意デアツタ爲ニ
 政府ハ該判決ヲ執行スルコトヲ得ズ、其ノ間一再ナラス反動分子ノ政府倒壞策ヲ回ラシタコトモアリ、政府ハ治安維持
 ノ必要上遂ニ意ヲ決シテ刑法及關係法規ノ改正ヲ企ツルニ至ツタモノデアル。

二 御 決 意 表 明

皇帝ノ刑法改正法律案裁可拒否問題等ノ經過ハ大體コノ通りデアアルガ、昭和九年九月中旬ビヤ・パホン氏ノ政府ハ國
 際ゴム協定批准問題ニ關聯シテ一度辭表ヲ捧呈シタガ大命再ビビヤ・パホンニ降下セルニ當リテ同氏ハ皇帝ノ御歸國ヲ
 條件トシテ再度國務總理ノ印綬ヲ受ケタトノ風聞ガアル。然ルニ其ノ後皇帝ハ在佛シヤム國公使ビヤ・ラチャワサン
 ヲ通ジ人民黨ノ首班トシテノビヤ・パホンニ對シ左記三個ノ要求容レラレザレバ歸國シ難キ旨ヲ傳ヘラレタ趣デアル。

(イ) 目下皇帝ニ屬從シテ滯歐中ナル皇義兄(皇后ノ兄君)ヲ處罰セザルコト

(ロ) 近衛親兵ヲ解散セザルコト

(ハ) 宮内省官吏ノ任命權ヲ依然皇帝ノ手ニ留保スルコト
然ルニ政府トシテハ此ノ際皇帝退位ノ如キコトアラバ民心動搖スルニ至ランヲ慮リ、獨リ立憲君主政體ヲ飽クマデ維持
セントスルノミナラズ是非共皇帝ノ御在位及御歸國ヲ懇請スルノ態度ニ出タ。

三 政府側ノ措置

皇帝退位ノ御希望ガ非公式及公式ニ政府ニ傳ヘラレテ以來、政府當局デハ頻ニ鳩首凝議ヲ重ネツ、アル間ニ弗々世上
ノ風評ニ上ルニ至ツタトハ云ヘ、國內ニ於テモ尙ホ新聞ノ報道スル所トナラズ、外國ニハ未ダ全ク傳ハル所ガナカツタ
然ルニ昭和九年十月二十七日ニ至リ突如新嘉坡新聞ノ投ジタ一石ノ波紋ハ忽チ世界各地ニ傳播サレタノデ、政府當局ハ
大ニ驚愕シテ直ニ右風説流布ニ對シ應急ノ手段ヲ講ジタ、政府ハ此種風説ガ國外ヨリ逆輸入サレテ民心ヲ惑亂シ國內反
動分子ニ策動ノ機會ヲ與フルニ至ランコトヲ恐レタモノカ、當局ヲシテ關係記事ノ新聞ニ掲載セラル、コトヲ禁止セシ
メタ。然シ翌二十八日ニハ各國ノ放送局ハシヤム國ニ内亂勃發セリトノ風説迄モ眞シヤカニ傳フルニ至ツタノデ、右ハ
全然事實無根ナル次第ヲ聲明スル處ガアツタ。

之ヨリ先、内務參議ルアン・ブラデイツトハ皇帝ノ御諒解ヲ得ル爲自ラ倫敦ニ趨カンコトヲ國務院ニ對シ進言シタル
ノ趣ナルモ國務院ハ國務院書記官長ルアン・ダムロンダヲ倫敦ニ急派セントシテ同氏ヲ其ノ賜暇旅行先ヨリ召還シタ。
其ノ中ニ退位説ハ又復タ世界ニ流布セラル、ニ至リ、新嘉坡財界ニ於テハシヤム貨(銖)ノ手持ヲ頻リニ投出シ始メ、
倫敦ニ於テモシヤム國公債ガ下落ノ傾向ヲ示シ始メタコトヲ知ツタ政府ハ最早此ノ情勢ヲ放置スルヲ得ズ、遂ニ現任人
民代表議會議長ニシテ皇帝ノ御信任アルチヤオビヤ・シートアンマー、前記ルアン・ダムロンダ及外務參與官兼内務參與

官ナイ・デイレクノ三氏ヲ政府ノ特使トシテ倫敦ニ派遣シ退位御諫止ノ最後ノ手段ヲ採ルコト、ナリ、一行ハ十一月七
日バンコックヲ出發シタ。

要スルニ現政府トシテハ國內政情未ダ完全ニ安定セリトハ言ヒ難ク、加フルニ經濟不況ノ惱ミ甚ダ深刻ナルモノアル
際、繼嗣曠缺ノ儘皇帝御退位ノコトアラバ民衆ハ政府ガ皇帝ヲ窮地ニ陥レテ御退位ヲ餘儀ナクセシメタルガ如ク誤解シ
タリ乃至ハ是ニ乘ジテ反動分子ノ擡頭スルコトモアルベク、而シテ萬一時局收拾難ニ陥ランカ年來サヤム國ニ於テ經濟
的及政治的ニ多大ノ利害關係ヲ有スル外國ノ干涉モ加ハルヤモ知レズ、折角向上ノ一路ヲ進ミツ、アル新進シヤム國ノ
頭ハ再ビ重壓ニ抑ヘラレテ再起容易ナラザルニ至ルベキ憂モ多ク、仍テ現行憲法ニ違反セザル限りハ假令如何ナル代價
ヲ拂フトモ皇帝ノ御意歸國ヲ見ルニ至ランコトハ政府ノ誠實ニ希望シタル所ト看ラレタガ、事情ハ遂ニアナンダ・マ
ヒドン殿下ノ御即位ヲ見ルニ至ツタノデアル。

【備考】 先帝ラマ六世遺贈問題

先帝ラマ六世ハブラジャ・デーボク陛下ノ同母兄在位十五ケ間ニ互ツタガ(註三)生前多額ノ財産ヲ臣下ニ遺贈サレ
タ。然ルニ崩御後右遺贈實行ノコトナキヤニテ、新聞紙ノ報ズル所ニ依ルニチウビヤ・ラムノ如キモ遂ニ昭和九年三月
ニ至リ宮内參議チヤオビヤ・ワラボンダヲ被告トシテ不拂年金合計六萬三千銖及其ノ利息二萬五千三百八十三萬銖合計
八萬八千三百八十三銖ノ請求訴訟ヲ提起シタトイフ。此ノ外三四年ニ互ル同様訴訟事件モアリ、若シ前記ノ遺贈ガ法律
上有效ニシテ内務局ノ敗訴トナレバ類似ノ事件續出ノ恐アレリ、財政等ニ於テ自然累ヲ皇室ニ及ボスニ至ルベク、是等
係争事件ノ或モノハ一審ニ於テ、皇帝側敗訴、控訴審ニ於テ勝訴トナリ大審院ニ於テ略ボ結審ニ近キツ、アルトノコト

デアル。

〔註一〕元陸軍大臣、皇從兄ボワラアト殿下ハ現政府ヲ倒壞センガ爲地方軍ヲ動カシテ首都バンコクニ肉薄シタ。當時皇帝ハフワヒン離宮(バンコクヲ距ル六時間行程ノ南シヤム海岸)ニ御靜養中デアツタ。ボワラアト殿下ハ事破レテ一旦佛領印度支那ニ落付カレタ。

〔註二〕シヤム國議會ハ一院制ヲ定員ハ百五十六名テアルガ現今ノ議會ハ過渡的ノ方法トシテ、議席ヲ二等分シ、其ノ一半ハ政府ノ推薦ニ基イテ任命サレル官選議員、他ノ一半ハ選舉法ニ依リ普ク一般人民中ヨリ選出サレタ民選議員ヲ以テ之ニ當テ、キル。或ル期間經過後ハ議員全部民選議員トナル豫定テアル。

〔註三〕大正拾四年崩御、派手ナ御性格ヲ殊ニ文藝ニ御造詣深ク數篇ノドラマノ御製作ガ有ル。

四 雜 報

○日暹兩國皇室間ニ電報御往復

我方練習艦隊ノ暹羅國ニ於テ享ケタル款待ニ對シ三月二十九日 天皇陛下ヨリ同國皇帝陛下ヘ御禮電ヲ御發送アラセラレ同三十日暹羅國皇帝陛下ヨリ御答電アリタル趣官報宮廷録事ニテ拜讀ス。

○暹羅關係人事

四月一日附左ノ任命アリタリ

公使館三等書記官	佐野 新一
暹國在勤ヲ命ス	副領事 佐野 新一

盤谷在勤ヲ命ス

參謀本部付
砲兵少佐

守屋 精爾

箱暹羅國在勤帝國公使館付武官

既報暹國ニ於ケル棉作調査ノタメ先般來同國ヘ出張中ナリシ三原農學博士ハ用務ヲ終ヘテ過般歸朝セラレタリ。

○橫濱大博覽會開會式ニ於ケル本協會々長ノ祝辭朗讀

三月二十六日ヨリ開會セラレタル復興記念橫濱大博覽會ニ對シ暹羅政府ハ同國物産日本紹介ノ好機トシテ豫テヨリ多大ノ關心ヲ有シ、同國政府文藝局建築技師ヲ特派シ會場内ニ暹羅館ヲ特設スルノ熱心ヲ示シ居リタルガ同博覽會々長ヨリ本協會ニ對シ近衛會長以下理事長常務理事及山口主事ヘ夫レ夫レ招待狀ヲ寄セ來リタルヲ以テ二十七日開會式ニハ會長出席ノ筈ナリシモ念ニ差支ノ爲メ缺席ノ餘儀ナキニ至リ、矢田常務理事ハ同日左記會長祝辭ヲ代讀シタリ。

當日來賓ハ外交團朝野名士三四千名ニ達シ式場正面左右ノ「グラウンド、スタウンド」ニ充滿殆ンド立錫ノ地ナキ程ノ盛況ナリシガ正面壇上ニ着席シタル者ハ主人側博覽會長及協贊會長ノ外總理大臣、陸海軍大臣、商工大臣、內務大臣、農林大臣、鐵道大臣、其他僅カニ數名ナリシガ近衛會長代理矢田常務理事ガ特ニ其中ニ席ヲ占メタルハ特筆ニ値ス。

「橫濱市復興記念大博覽會開館式」ニ於ケル近衛公爵祝辭

本日橫濱市復興記念大博覽會ノ開館式ニ際シ東京暹羅協會ヲ代表シ茲ニ御招待ニ預リマシタコトハ私ノ頗ル光榮且ツ

欣幸トスル所デアリマス。

横濱市が大正十二年ノ大震災ニ依テ受ケタル災禍ハ前古未曾有ニシテ殆ンド全市ヲ擧ゲテ烏有ニ歸シマシタガ其後約十年ニシテ今日ノ如キ市區整然大厦高屋ノ櫛比衛生交通ノ整備近代都市ノ模範トモ言フベキ大都市ヲ現出致シマシタノハ復興ト謂ハシヨリハ寧ロ再生ト申スベク、コハ一ニ横濱市民諸君ノ不撓不屈ノ精力ノ現ハレニ外アリマセンノデ眞ニ驚嘆ヲ禁ゼザル所デアリマス。而シテ今次此復興ヲ記念スル爲ニ開催セヨレタル此復興博覽會ヲ見マスルノニ内地各府縣、臺灣、朝鮮ハ申スニ及バズ、英米佛獨伊蘇聯邦ブラジル、滿洲、支那及ビ暹羅各國ノ參加ヲ慫慂セラレ各國ハ夫レノ貿易産業文化各般品類ノ陳列ヲ競ヒ誠ニ盛觀ヲ呈シマスルノハ一ニ本件當局ノ用意周到ナル結果ニ外ナリマセンノデ中心敬服措ク能ハザル所デアリマス。

私ハ此際特ニ暹羅ニ關シテ一言申述ベサセテ頂キタイと思ヒマス、暹羅ト日本トハ三百年前接觸ノ歴史ヲ有シ、從來親交ヲ持續シテ來マシタガ、最近ニ至リ此好關係ハ急速ニ増進致シマシテ現ニ此博覽會ニモ同國ハ特ニ暹羅館ヲ建築シ同國ヨリハ有力ナル代表者態々本邦ニ來着東京駐劄暹羅公使ノ熱誠ト相俟テ日暹兩國經濟上ノ愈々緊密ナル關係ヲ展開セントスル誠意ヲ表現シ居ラル、ハ我々ノ感激ニ堪ヘザル所デ事實近時暹國ヨリ我邦ニ或ハ留學生ノ派遣或ハ觀光ニ視察ニ或ハ研究調査ニ有力人士ノ往來頻繁ナルモノアリ、兩國親善ノ風氣ガ如斯ニシテ頓ニ濃厚ヲ加ヘタルハ諸君ト共ニ慶賀ニ堪ヘザル所デアリマス。

曾テ支那ト日本トノ相互依存關係ノ緊密ナルベキコトガ今日日程認メラレナカッタ時代モアリマシタガ、今日ニ於テハ何ト致シマシテモ日本ト支那トハ親善ノ關係ヲ開拓セナケレバナラスコトハ何人モ異存ノナイ所トナリマシタ。印度南洋ノ日本ニ取テノ經濟的價値ノ絶大ナルコトハ私等ガ十數年前ヨリ口ヲ極メテ高調シタ所デアリマシタガ當時世間ハソ

レ程ノ理解ガナク餘リ重キヲ置カナガッタノガ今日ハドウデアリマセウ、日印會商ダノ日蘭會商ダト云フテ隨分經濟上重大ナル利害ノ錯綜ヲ見ルニ至リマシタ、今日ニ於テハ最早印度南洋ノ對日本經濟的價値ノ絶大ナルコト疑フモノハ一人トシテ居ナイ様ニナリマシタ。

暹羅亦然リデアリマス今日ニ於テコソ兩國貿易關係ハ未ダ大シタモノデアリマセンケレドモ「其ボテンシャル・ポツシビリテイ」ノ大ナルコトハ今後二十年三十年ナラズシテ必ズ印度南洋ト相比肩スベキモノアル様ニナルコトハ私ノ今ヨリ豫言シテ憚ラス所デアリマス。

國家ノ生命ハ悠久デアリ國運進展ノ上カラ觀マズレバ三十年ヤ五十年ハ眞ニ一瞬ノ短時日ト云フベキデアリマス、假リニ今後五十年否三十年ノ後現ニ其國土ノ大サニ於テ獨逸若クハ佛蘭西ト伯仲ノ間ニ在リ而カモ沃野千里資源豐富ニシテ年々人口ノ増加シツツアル暹羅國ガ三千萬若クハ四千萬ノ人口ヲ抱擁スルニ至リマシタ時ヲ想像致シマスレバ我々ハ慥カニ亞細亞東南ノ一角ニ於テ儼然タル一大強國ヲ同人種ノ中ニ見出スコトニナルノデアリマス、東洋ノ先進國ヲ以テ自ラ任ズル我々ハ唯目前ノ事相ニノミ因ハレテハナリマセヌ。百年ノ長計ト申シマスケレドモ少クトモ三十年ヤ五十年位ノ先ノ事ハ常ニ頭ノ裡ニ考ヘテ居ナケレバナラヌト考ヘマス。

斯ル見地カラ致シマシテドウカ私ハ日暹親交ノ頓ニ増進致シマシタ此好機運ヲ逸セズ此ノ親善ノ風氣ガ具體化シ兩國貿易其他經濟上ノ相互依存關係ノ益々緊密ニ赴カンコトヲ希望シテ已マザル次第デアリマス。而シテ如斯ハヤガテ横濱市ノ繁榮ニ資スル所多大ナルベキハ申ス迄モナイ所デアリマス。茲ニ重ネテ横濱市ノ前途益々健全ナル發展ト繁榮トヲ祈リ私ノ祝辭ヲ終リマス。

昭和十年三月二十七日

因ニ暹羅館ハ坪數五十二坪ヲ有シ純然タル暹羅殿堂ヲ模シタル建築ニシテ觀覽者ヲシテ一目暹羅ヲ聯想セシムルニ足リ、館内ニ各種米、木材、革皮類、標本暹羅七寶器其他約二百餘品ヲ陳列シ別ニ出品物ニ對スル英文説明「パンフレット」ヲ用意スル等好個ノ暹羅紹介ヲ爲シ居レリ。

○暹羅舞踊團ノ來訪

既報ノ暹羅舞踊團ハ同國立音樂舞踊學校教員並ニ男女生徒計三十五名ヨリ組織サレ主事「ウオントンルア」女史引率ノ下ニ三月二十日盤谷出發大阪商船「パタピア丸」ニテ渡日ノ途ニ就キ四月七日入京セリ、生徒ハ孰レモ良家ノ子女ニシテ四月十六日帝國ホテルニ於ケル暹羅公使夫妻主催ノ夜會席上ニ於テ入京最初ノ公演ヲ行ヒ内外貴賓ニ其妙技ヲ示スコト、ナリ居レリ、其後十九、二十一兩日比谷公會堂ニ於テ公演ヲナシタル後大體左記日程ニヨリ見學ヲ爲シツツ地方巡歴公演ノ上五月中旬再ビ帝都ニ入り歸暹スト云フ（四、一〇認ム）

上 演 日 程	
四月	
十九日	東京市
二十一日	東京市
二十三日	名古屋市
二十四日	大阪市

二十五日	大阪市	二十八日	廣島市
二十六日	神戸市	三十日	福岡市
二十七日	岡山市		
五月			
一日	長崎市	十日	奉天市
二日	熊本市	十二日	京城府
三日	鹿児島市	十三日	京城府
六日	大連市	十四日	大邱府
七日	大連市	十五日	釜山府
八日	新京市	十八日	京都市
九日	新京市	十九日	京都市

○暹羅協會主催シヤム舞踊團歡迎園遊茶話會

四月十二日午後暹羅協會主催トシテ芝白金今里町岡崎久治郎氏庭園ニ於テ、シヤム舞踊團歡迎ノ爲メ園遊茶話會ヲ催ホシタルガ當日ハ幸ニ連日ノ雨晴レ來賓及會員ヲ併セテ來會者約百五十名ニ達シ岡崎氏夫妻ノ周到懇篤ナル用意ノ下ニ款待中分ナク殊ニ最後ニ藤間勘素嬢ノ日本舞踊ヲ觀覽ニ供シ多大ノ喝采ヲ博シタリ、尙ホ當日來會者氏名ハ左ノ如シ

近藤 春雄
關屋 貞三郎
ブラモンタ 商務官
大熊 篤太郎
時事新報社
横矢 重道
塚本 嘉次郎
天田 六郎 夫人
前田 利男 伯
同 夫人
觀見 左吉 雄
一色 俊一
堀内 良平
平山 蘆江
荒木 貞夫
同 副官

山田 耕作
同 夫人
東郷 安男
同 夫人
大槻 一雄
ラッタナデツプ公使館書記官
シヤム 公使
同 令息
溝口 禎次郎
川本 靜夫
大谷 登
浮田 郷次
同 夫人
石井 淳吉
柳澤 健三
辻 富三

(次第不同)
東京日々新聞社
齋藤 正躬
濱田 豊城
同 夫人
山縣 治郎
同 夫人
都新 開社
平尾 郁次
吉田 晴風
松本 弘造
同 夫人
報知新聞社
犬丸 徹三
同 夫人
岸倉 松人

徳川 頼貞 侯
花柳 壽美
三島 通陽 子
高田 せい子
三原 繁吉
磯部 美治
小野田 みさ子
指田 文三郎
山田 直輔
金子 照男
島津 久大
黒田 長敬 子
田中 信一
岡田 兼一
小島 初男
同 夫人
溝口 直亮 伯

日比 惠美
石橋 貞男
羽田 萬藏
岡部 長景 子
同 夫人
矢田 長之助
同 夫人
土方 正己
徳澤 献
守島 伍郎
桑島 主計
笠原 太郎
吉田 吉次郎
三島 良藏
田村 光
福島 正吉
澁谷 正吉

水野 恭介
同 夫人
林 久治郎
同 夫人
二荒 芳徳 伯
同 夫人
大倉 喜七郎 男
吉澤 厚子
伊澤 御家族四名
川上 幸吉
河村 榮子
同 夫人
金川 文樂
外山 高一
山口 武

因ミニ園遊會ノ成功ニ對シ近衛會長ノ命ニ依リ矢田常務理事ハ岡崎氏邸ニ赴キ鄭重ナル禮狀ヲ贈呈セリ。

二四

○ミトラカーム暹羅公使ノ主催舞踊團紹介ノ大リセブション

暹羅公使ミトラカームラクシヤ氏ハ同國音樂舞踊團ノ來朝ヲ機トシ之ヲ紹介スル意味ヲ以テ四月十六日晚帝國ホテルニ於テ一大リセブション及スペー、ダンスヲ催ホシタリ、當夜ハ本協會總裁秩父宮並ニ同妃殿下ヲ始メ高松宮、同妃、朝香宮、竹田宮、同妃、李王、同妃ノ九殿下御臺臨岡田首相、廣田外務、林陸軍、大角海軍、町田商工、松田文部、兒玉拓務ノ各大臣在京外交團ヲ始メ朝野名士新聞記者並ニ藝林ノ各方面ノ權威者殆ンド凡テヲ網羅シ來賓七八百名ニ達シ劈頭午後八時十分舞踊團員ノ「君が代」齊唱ノ後シヤム公使ノ舞踊ノ基礎的解説ニ續テ舞踊數番終テダンスニ移リ一同歡ヲ盡シテ十二時散會セリ、當夜本協會員ハ全部招待ヲ受ケテ居リ、總裁宮殿下ヲ始メ奉リ會長理事及會員ハ凡テ一様ニシヤム公使ノ意匠ニ基ク白象ヲ中心ニ裝ヒタル紅白青三色ノ美麗ナルリボン製徽章ヲ帶用シタルハ特ニ人目ヲ引キタリ。

○本協會理事大倉男爵ハ四月十一日舞踊團一行ヲ新橋演舞場ニ招待シ東おどりノ觀劇ヲ爲サシメ茶菓ノ饗應ヲ爲セリ

○外務省文化事業部主催ノ舞踊團招待晚餐會

四月十一日文化事業主催ニ係ル晚餐會ハ紅葉館及目黒雅叙園ノ二ヶ所ニ於テ行ハレ前者ハ教師團及シヤム公使ヲ後者ハ生徒團ヲ招待セラル、協會ヨリハ矢田常務理事及山口主事其招キニ應ジ出席セリ。

○暹羅協會ノ暹羅舞踊團公演援助

暹羅舞踊團ノ今回ノ來朝ニ關シテハ銀座西四丁目三番地塚本嘉次郎氏ニ於テ一切ノ費用ヲ支辨シ本邦及滿鮮ニ於ケル公演ニ關スル一切ヲ引受ケ居レル所斯ル企テハ職業的興行團ニ非ザル若年ノ學生生徒ヨリ成レル團體ヲ對象トスルモノナルヲ以テ其成功スルヤ否ヤニ就テハ多大ノ憂慮アリ外務省文化事業部ニ於テモ日暹ノ藝術文化ノ交換ガ兩國親善ノ促進ニ有益ナリトノ見地ヨリ塚本氏今回ノ舉ニ同情ヲ寄セ後援スルトコロアリ、暹羅協會ニ對シテモ出來ル文聲援ヲ與ヘラ進ル、様希望シ來リタルヲ以テ協會ハ會員ニ公演會ノ切符買上ヲ依頼シタルトコロ其實上高約五百圓ヲ超過スルノ好成績ヲ得タルハ同慶ノ至リナリ、右金額ハ早速塚本氏ニ交付セリ。

○國際文化振興會ノ同舞踊團援助

國際文化振興會ハ其設立ノ趣旨ニ鑑ミ今回ノ暹羅音樂舞踊團ノ如キ國際藝術文化ノ使節ニ對シテハ出來得ル限り便宜ヲ供與シ後援ヲ爲スコト寧ロ當然ノ使命ト云フベク從ツテ同振興會ハ外務省文化事業部ト歩武ヲ合セテ該舞踊團ノ成功ニ對シ多額ノ金錢ヲ費ヤシ直接間接ノ支授ヲ與フルコト多大ナルモノアル趣ナリ。

○外務次官ノ舞踊團招待茶話會

重光外務次官ハ四月十七日午後四時官邸ニ於テシヤム舞踊團歡迎ノ茶話會ヲ催サレ暹羅協會ヨリハ岡部理事長矢田常務理事及山口主事各夫妻招待ニ應ジ出席セリ。

二五

○暹羅訪日議員團先發隊ノ着神

四月十八日神戸發電報ニ依レバ同日午前八時半神戸ニ入港ノ郵船箱根丸ニテ暹羅國經濟省勞働局長チュン、ピントーノン、内閣書記局員ルアン、チャムノン、國會議員トングタムノ三氏ハ同國議員團ノ先發隊トシテ來着セリ、尙ホ前記訪日議員團ハ少壯官吏ヲ併セ二十名ヨリ成リ本月二十五日來着ノ豫定ナリ。

○協會役員會及總會ノ開催

四月十八日午後霞山會館ニ於テ當協會理事會並ニ評議員會ヲ開催次テ翌十九日午後同所ニ於テ總會ヲ開催近衛會長議長トナリ左ノ決議ヲ爲シタリ。

- 一、暹羅協會ヲ改組シ別紙寄附行爲案ノ通り財團法人暹羅協會ヲ設立スルコト
- 二、別紙財産目錄記載ノ暹羅協會ノ財産ヲ財團法人暹羅協會ニ寄附スルコト
但法人設立許可ニ至ル期間ノ諸經費ハ右財産中ヨリ支出スルコト
- 三、暹羅協會理事長子爵岡部長景ヲ財團法人暹羅協會設立代表者トスルコト
- 四、財團法人暹羅協會寄附行爲ノ作成其他法人設立ニ關シ必要ナル一切ノ權限ヲ財團法人暹羅協會設立代表者子爵岡部長景ニ委任スルコト

- 五、財團法人暹羅協會寄附行爲案ノ趣旨ヲ變更セザル範圍ニ於テ字句ノ改訂ハ之ヲ理事長ニ委任スルコト
(註、寄附行爲案及財産目錄省略ス)

昭和十年五月

會

報

第參號

暹羅協會

目次

第一、暹羅新聞の論調報告	一
(イ) 滿洲問題	二
(ロ) 協力して亞細亞の防壁を築け	五
(ハ) 東洋の指導者	六
第二、雜報	
○ 暹羅無任所參議の離京	一一
○ 舞踊團一行の消息	一一
○ 暹羅議員團一行の到着	一一
○ 議員團本協會禮訪	一二
○ 本協會の議員團歡迎茶會	一八
○ 人民議會の「ステートメント」及び政府の「コムミュニケ」	一九
○ 新帝御登極ニ關スル告示	二二
○ 攝政會議任命	二二
○ 新帝に就て	二四
○ 立憲暹羅の繁榮は唯日本に學ぶの一途あるのみ	二六
○ 矢田部駐暹公使夫人の出發	二七
○ 暹羅とアフガンから我土木技師招聘	二八
○ 三井物産會社の新造船	二八
○ 暹羅航路に就航	二八
○ 外務次官會に於ける暹羅官吏團招待茶會	二九
○ 三井別邸に於ける暹羅議員團及官吏團招待午餐會	二九
○ 三井物産會社主催暹羅公使招待晚餐會	二九
○ 商工會議所及南洋協會主催の茶會	二九
○ 衆議院議長主催晚餐會	三〇
○ 海軍々令部主催小晚餐會	三〇
○ 外務次官の暹羅議員團招待午餐會	三〇
○ 暹羅公使の議員團歡迎茶會	三〇
○ 南洋印度巡閱使の出發	三一
○ 本協會新入會員	三一

會報 第參號

一 暹羅新聞の論調報告

暹國が近來我邦に傾倒せる親日風氣の頗る眞面目なることは其新聞論調に依るも容易に窺知するを得る所で、前回の會報でも報導して置いた、暹字新聞「カナラツタタマヌーン」、「ワラサツプ」、「タイマイ」、若くは「シークルング」各紙の筆を揃へての日本禮讚は我々の一讀會心に堪えざる所であつたが、本會報に報導する「タイマイ」及「ラツクムアング」紙の社説も亦能く日本の立場を理解し亞細亞の防壁として日本の強大を希望し依て白人の侵迫を免れんとするの至情を吐露して居るが、獨り「ネーション」紙の「東洋の指導者」なる社説は稍々其の趣を異にし日本を以て未だ利己的帝國主義の舊套を脱せざるものにあらざるかの疑念を多分に挿むものゝ如く「吾等東洋人の必要とするものは吾等の日本であつて今日迄の日本ではない、吾等は日本及亞細亞に對して過去の政策の檢討變更を求むるものである」と云ひ「何人も遠き慮ある者は日本の勢力の失墜を望むものはない。只吾等の反對するのは日本自身。幸福にも背馳するところの日本の侵略的政策である。」又は「吾人をして正直に告白せしめよ、今日日本が爲し居ることは全東洋人をして衷心より日本と協力するを未だに躊躇せしめるのである、日本人の愛國心は多分に利己的で且帝國主義の母胎である」と云ふて一九〇五年日露戰爭以來の對支政策を侵略的なりと斷じ對支二十一ヶ條の要求に言及し東洋の獨立の爲めに國家主義の再檢討を日本に促がし「全黄色人種の幸福を忘却して自國の利益のみを追求する勿れ」と叫び「野心

なき日本の助力を求め」終りに「予は日本を歓迎する、日本が暹羅の眞の友となるならば暹羅も亦日本の忠實なる友となるであらう、兩國々民の爲めに予は心から日本の暹羅に對することその支那に對するが如くならざらんことを祈る」と述ぶる當り暹羅國人が日本に憧憬し依頼する側ら日本が博大、寛宏、無私の精神を以て暹羅を誘掖扶導し、所謂帝國主義を以て弱小國に臨むの態度に出でざらんことを冀ふ切々の衷情を披瀝したものと見るべく、吾人は之を再讀三讀して深く自ら省みるの要がある、勿論此の筆者「パールバラ」は日本の支那に對する善隣の眞意を未だ諒解せざる點もあり又多少の誤解先入主も手傳ひ居る爲め斯る筆法に出でたるならんが其誤解を解き帝國の立場及政策の眞諦を説明し暹羅に對する我帝國の無私、寛宏、相互扶助的眞意を徹底せしめ之をして安んじて帝國に全心的の信頼を置かしむるは我外務省並に駐暹公使當面の責務なると同時に我協會に於ても亦斯る點に力を致すことは協會至高の使命でなければならぬ、是れに付けても彼の暹羅碎米の輸入解禁問題が今日尙ほ決定即行に至らざることとは何としても遺憾至極だ。

尙ほ序でに言ふが此「ネーション」紙は仄聞するに現に外務省顧問の名義で（政變以來皇族は國務大臣となることが出来なくなつた）事實は外務大臣の實権を握り居る「プリンス、ケアンブレイデアカラ」の所有經營するものであると云うので此の社説の内容は暹羅現政府及暹羅上流の意見を卒直に反映したるものに間違ひなく旁々輕々に譏過すべからざるものである。該「プリンス」は暹羅先帝陛下の従兄弟に當り矢田常務理事が大正十三年暹羅にありて現行日暹通商航海條約締結の際は外務次官として常に折衝した先方の相手方であつたので、矢田理事は其人格、技倆、識見を知り抜いて居る。少壯有爲の英國仕込みの外交官育ちで、其後英國公使となつて倫敦に駐刺された折にも、矢田理事が丁度歐洲漫遊の所倫敦で逢つて屢々交歓をしたものだ、政變後政府に殘つた唯一の皇族で、東京駐劄現暹羅公使とも従兄弟に當り、今では「ピア・パホン」國務總理の智囊と呼ばれて居るさうだ。

(イ)、一月二十六日「タイムズ」紙

滿洲問題

日本が滿洲を支那本部から分離獨立せしめたる事件は忽ち世界の大問題となつた、世論の代表的なものは一つは日本の滿洲獲得は亞細亞大陸に領土擴張を志す日本の帝國主義の第一歩であるとするもので、他の一つは人口過剰に苦しむつゝある日本の立場としては臺灣朝鮮の次に滿洲を占領するは萬止むを得ざるものであるといふに在る。

吾人は此の後者の説に幾分の眞理あるを信するものである、日本がその軍事的勢力を確立したのは一時世界を風靡した帝國主義が漸く下火となつて以來のことである。日本は有色人種中の先進國として其の責任の重大なるを自覺して居る。何を苦しんでか好んで世界の惡聲を求むるの必要があらうか、日本の滿洲領有に對して完膚なきまでに之を論難攻撃するものは支那人と支那人の言論に依りて先入主觀を有する人との兩者である、支那が失地を哀惜するのは當然である、獨逸が其の失地を惜むのと、又我暹羅がシヤムラース、プラタボーン及馬來の一部を失ひたるを惜むと毫も差異はない、それ故支那が失地哀惜の餘り日本に對して攻撃のあらゆる言辭を弄するのは、吾人必ずしも之を咎めない、吾人も亦同様の經驗を有するものなるが故である、予は此問題に關して屢々諸外人と意見を交換して日本の滿洲獲得は日本にとりては大きな負傷である所以を論じた。何となれば支那の日本に對する怨恨は重大で、將來支那が日本に對し抗するに足る丈の軍備を充實し得た時は日支戦争の再び勃發する時であるからである。

乍然吾人は將來の日支戦争を豫想するに先ちて、日本が滿洲を支那から分離獨立せしめたことの當否を觀察することが必要であらう、元來支那北部は日露兩國の注視の焦點である、其の事由は今尙ほ讀者の記憶に新なる所である。佛曆二四四八年（一九〇四——五年）露西亞は日本と戰つて敗れ日本が完全に朝鮮を領有したことを非常に残念に思て居る。元來朝鮮半島は日露戦争前露國が其の海軍根據地として着目した地である、露西亞は浦潮を有すれ共一年の大半は氷雪に鎖され甚だしく軍港としての價値を缺いて居る、佛曆二四三七年（一八九四——五年）戰勝日本は戰敗清朝をして爾

後朝鮮に干渉せずとの條約に調印せしめ、朝鮮開發に邁進したのであるが、當時露西亞も朝鮮の懷柔に努め朝鮮人の大思想は露國の強大を見て漸次日本を離れて親露に傾くに至つた。日本としては血を以て購ひ得たる朝鮮、永年哺育し來つた朝鮮嬢が露西亞に秋波を送るのを目視するに忍びないのであつた、是れ日本が其の存亡を賭して露國と戦ふに至つた所以である。日本は露國を撃退して佛曆二四五三年（一九〇九——一〇年）完全に朝鮮を其統治下に置いたのであるが、小國日本が大露を懲懲したるは甚だしく露國の威嚴を失墜したと同時に、日本は強大國の班に列するに至つたのである。

朝鮮の北隣は即滿洲にして、當年露西亞は太平洋岸に進出するの野心を満足せしめんが爲めに亞細亞の一地方を領有せんとした、饑虎の肥鹿を見るが如くに滿洲に垂涎したのであつた、吾人は露西亞が赤化の禍根であると同時に又征服者であることを理解せねばならぬ若し露國の進出南下を其の自由に放任するならば東方亞細亞は忽ちにして赤化せられて其の勢力は恐るべきものがあるであらう、斯の如きは獨り日本に對する一大脅威であるのみならず又支那の大破壊の因となるのである、日本は赤化を東洋の病根と認めたるが故に事前に防衛を講じたものに外ならぬ、偶々日支抗争を機として日本軍を滿洲に進めて之を占領し、次で之を獨立せしめて傳儀を元首とし滿洲を改めて滿洲國と稱した、新興滿洲國は日本の熱誠なる助力に依りて急速なる進歩を遂げ政治に軍事に完全に獨立國としての名實兼備の國となり、赤化より日本島を防衛する重要な障壁となつた、此の障壁を以て日本の善事とするや否やは讀者の判断に委せん、然れ共吾人はパーバラと稱する一政治記者が毫も日本の誠意を認ざるを甚だ遺憾とす。吾人は今日多大な援助を日本から受けつゝある。若し日本が露西亞に敗れて其の時露西亞の東洋進出の目的が達成せられたと假定せば我國は果して日本に對すると同様に露西亞に對して相親むことが出来るであらう乎。予はパーバラ氏の政治知識に敬服す、然れ共彼は東洋人と

して理解すべき方面に疎きを遺憾とする、パーバラ氏の誤れる考察は多數の讀者をして氏の背後に排日家の潛むなきやを疑はしむる恐あるを悲しむ、パーバラ氏が支那人であるならば予は決して斯る感想を抱かず寧ろ愛國心の發露として氏に諍辭を呈するに吝かならず、然れ共氏は支那人にあらざるを以て予は政治記事の指針を變更されんことを切に勧告す。

サワツデ

(ロ) 二月十六日「ラツクムアング」紙(盤谷支那系新聞)

協力して亞細亞の防壁を築け

今日亞細亞の獨立國として殘つて居る國は日本、支那及び暹羅の三國に過ぎぬのであるが就中眞に亞細亞の防壁たる役目を仕おふ得るものは明白に日本一國あるのみである。日本は完全な獨立國であり、世界の大強國として亞細亞の防壁たる名を辱しめぬものである、日本の指導者等は協力の必要を認め吾等を扶翼安堵せしめやうとしてゐる、國民を訓練して協力一致忠君愛國の精神を以て世界無比の軍備を整へ、獨り日本國家の防衛のみでなく、同時に亞細亞の防壁とならんことを期して居るのである。

予は同じ見地から、彼のタークソン王が(註、支那人の出にして一七七六年首部アユチャが緬甸軍の爲に陥れられたる後之を奪回して王位に即きたり、在位十五年にして亡び現王朝の出現となる)緬甸人の手から我暹羅の社稷を救ふた偉業を想起せざるを得ないのである、今日予がこの事を公言し得るのは偏に佛曆二四七五年(註、昭和七年)六月二十四日の革命の賜である、革命新政府の諸賢は國家の發展の爲に其の身命を賭して居る、當局は利己的な權勢慾を棄て、一意國軍整備武器の充實青年軍事教育の普及を圖り、我國をして文明諸國の班に列せしめんことに努力して居る吾等は革

命の大業を永遠に忘れることを得ざるものである。

政府が右のやうな方針に基いて着々實行を進めて行くならば、我國が急速な進歩を遂ぐるであらうことは疑を容れぬ、右顧左眄することなくして所信に邁進せんとするには夫れ丈の實力を具ふことが必要で實力とは國家の防壁たる軍備の充實である、吾等は國防參議ルオングビーン氏の軍備充實軍事思想普及策に共鳴して其の目的達成に援助を惜まざるものである、これこそ我國をして完全な獨立國家たらしむべき途であるからである。而も我國の軍備の充實は獨り我國の守りを堅くするのみでなく、亞細亞の防壁に更に一層の強味を加ふることにもなるものである。

最近日支兩國が提携して亞細亞の防壁築造に當らんとするといふ快報に接したことは吾人の歡喜とする所である。日支眞に提携したならば亞細亞を歐米の壓迫より救ふことは易々たることである。吾等は全亞細亞民族が益々相接近して現在の桎梏を脱する爲に團結することの急務であることを痛感するのである。吾等は我國及び支那に於ける操觚界の諸賢が亞細亞民族の地位向上の見地に起つて、運支關係や日支關係に水をさすやうなことを憤んで責ひ度いと考へる。是等三國の離反は亞細亞の勢力減殺に外ならぬ。前にも言つた如く獨立國として殘存するものは日本、暹羅、支那の三國に過ぎないのである。三國中の何れが覺れても亞細亞の保全は期し難いのではないか。

(一八) 十二月廿六日「プラチャチャート」紙(英譯ネーション)社説

東洋の指導者

現在東洋の諸國は其の獨立を維持し其の發展を圖るが爲めに國家主義(ナショナルリズム)を以て唯一の信條としてゐる、現在の如き情勢の下に於ては、東洋に限らず世界各國共に皆國家主義を棄てることは出来ぬ、乍併所謂國家主義な

るものが今日では極端に走つて利己的國家主義(セルフィッシュナリズム)と化して、只管に自國の利益のみを逐ふて弱國を壓迫し、更に一段進展して帝國主義的色彩すら多分に混入せられる傾がある、權力即ち正義といふ思想が生れて國際間の親善友好同情などが自ら等閑に附せられんとしてゐる、斯くて東洋に於ても西洋諸國間に於て見るが如き邪惡な國策が横行して、國家間に弱者壓迫、憎惡、不信頼などの忌むべき情態が現はれてゐる、黃色人種は協力して白人の勢力に對抗する爲めに驅起すべき秋であるに拘らず、却つて黃色人種同志の間に今尚ほ殺戮奪取が行はれて、其の間何等の親睦融和が無い、之は利己的國家主義に由來するもので、東洋諸國間に相互の了解同情扶助の觀念が消滅せるが爲に外ならぬ、一國が他國を援助するのは、只之れに依つて利益を獲得し得る見込の明白なる場合のみに限られて居る例へば日本が支那に投資するのは、日本が之れに依つて支那に其の勢力を扶植せんとするが爲めに出づるものであつて、眞に支那を援助して之をして強力なる國家たらしめんとする目的に出でるものではない、支那が強國となつたならば日本の勢力扶植は夫れ丈け困難となるのである、例へば日本が現在支那から輸入して居る原料品が將來支那自ら消費するところとなつて支那の工業が發達すれば、其の結果は必然日本の工業と競争するに至るのである、夫れ故支那が弱國であることが即ち日本の利益なのである、此の種の利得の最大なるものは即ち滿洲なり、支那から滿洲を奪取したことは日支兩國間に今後數代に亘つて骨髄に徹する程の憎惡觀念を植え付けた最も不幸なる結果となつた、日本にして誠意を以て支那と提携する氣であるならば、日支兩國共に充分なる實力を著へて政治、經濟、其他各方面に於て白色人種の干渉を排撃すべきモンロー主義を宣すべきである、之れ即ち全東洋人の爲めに獨立と發展の途を開く第一歩である、然るに日支兩國は互に其の血肉を喰ひ合ふ仇敵となつてしまつて兩者の親密なる提携は現在のところ期待せられぬ、これは眞に東洋人一般の不幸とするところで、利己的國家主義が齎らした罪である、今こそ速かに此の罪に醒めねばならぬ

秋である。吾等東洋人は今日迄以上のやうな道を歩み來つたのである。日本の現在の政策が日本をして戦争の渦中に投ぜざるを得ざる端目に陥らしむる以前ならば新たな道を開くべき時期は未だ遅くはない。東洋は日本なくしては立つて行けぬ、全東洋は強く日本の存在を要求してゐる、されど吾等東洋人の必要とするものは吾等の日本であつて、今日迄の日本ではないのである、又將來勢力を無残に弱められた日本でもない、吾等は日本及全亞細亞に對して過去の政策の檢討變更を求むるものである。

茲に吾等の要求する新政策とは何であるか、予は決して國家主義を否定するものではない、其の愛國精神に基く國家主義は益々強化せしめねばならぬ、暹羅國に付て見ても愛國精神に基く國家主義といふものが無かつたならば其の將來は憂慮に堪へぬものがあらう、予の要求するところのものは今日迄の多分に帝國主義的色彩を帯ぶる利己的國家主義の清算である、東洋人は自國の爲と同時に東洋一般の爲に相互同情を以て和衷協力してその獨立を完ふし發展飛躍を圖る義務があるのではないか。

東洋人が今日唯一の力と頼むのは元より日本である、吾等の東洋未だ死せず、各國努力さへすれば等しく大に發展することが出来る、吾等の爲の生きた手本、それは日本である、吾等の指導者として倚頼するに足るもの、それは日本である、吾等は日本が常に颯爽たる強大國の地位を保つて吾等を指導し吾等をして獨立と幸福とを完ふせしむべき信頼し得る國たることを切望するものである、日本人の義侠心と忠實心とを渴望する、吾等は東洋人の東洋を建設するに日本人と協心戮力するに吝かでない、之れこそ眞に國を愛し東洋を愛し且つ廣く世界の平和を熱愛する全東洋人の赤心である、何人も遠き慮ある者は日本の勢力の失墜を望むものは無い、日本の獨立は間接に東洋全般の獨立であるからである、只吾等の反對するのは日本自身の幸福にも背馳するところの日本の侵略的政策である。

日本は權力によりて東洋を支配する盟主たらんよりも吾等を保護する兄であり度い、主人對奴隸の關係は二十世紀の時代精神に適しない、邪心無き親善これ吾等の希ふところである。

日本國民も元より世界の現状を知つて居る、東洋が一刻も早く過去の非から覺醒すべきであることを知つてゐる、日本一國のみでは東洋再建の事業を完成することは勿論不可能である、全東洋の協力が絶対必要である、この協力こそ取りもなほさず日本自身の永遠の安定強固の礎となるものに非ずや。

吾等をして正直に告白せしめよ、今日日本が爲し居ることは全東洋人をして衷心より日本と協力するを未だに躊躇せしめるのである、日本人の愛國心は多分に利己的で且帝國主義の母胎である。西曆一九〇五年日露戦争以來の對支政策は之れを侵略的なりと斷ずるに困難でない、その一適例は世界諸國が大戦に没頭せる際をねらつて行はれた對支二十一ヶ條要求である、此最後通牒の受諾は畢竟支那の日本植民地化を意味するのである、日本は辯解して曰く「白人皆て支那に對して數次かゝる要求をなしたから日本も之をなし得べきである、白人に對して受諾したと同じことを同人種國に許すことは容易であらう」と

日本が強大國の域に達したことは吾人の誇りとする所であつて將來日本が東洋の良き指導者たることを期待する、乍然此の期待は不幸にして今日未だ報ひられぬ、假令日本政府が未だ同情和衷協力を以て東洋一般の取るべき新政策たるるを欲せずとも他國の輿論にも充分に耳を假す丈の度量はあるであらう、又全人類を愛する精神を有する日本國を認む民は充分此點に深き同情を持つに相違ないと信する。日本よ、東洋の獨立の爲に其の國家主義を檢討せよ、全、黄色人種の幸福を忘却して自國の利益のみを追求する勿れ、予は今敢て深く政治經濟に就きて論ぜんとは欲せぬ、單に常識(コンモンセンス)に訴へて人間精神を語るのである、日本にして東洋の盟主たらんと望むならば眞の日本精神を以て泰

西國民に對抗して之に打勝つべきである、權力や利己的愛國心に訴へてはならぬ、黄色人は日本の實力を必要とする、各方面に於て、東洋人と同様に獨立と平等を獲得する爲めに野心なき日本の助力を求めて居る、之を忘るゝ勿れ、革命後の暹日間には嘗て見たことのない程の親善關係が結ばれて吾等上下の等しく喜びとする所である、日本が進んで支那印度其他とも等しく親睦關係を結んで更に廣く全東洋民族との親交を深むるに至らんことを希望する、國家間の愛と同情こそ戦争其の他の殘忍行爲を避くる道である、予は衷心から日本を歓迎する、日本が暹羅の眞の友となるならば暹羅も亦日本の忠實なる友となるであらう、兩國々民の爲めに予は心から日本の暹羅に對することその支那に對するが如くならざらんことを祈る。

建設途上にある今日の暹羅が、日本の過去に於ける發展への努力經驗を模範とすべきは誠に當然である、西洋人が欲するが如くには東洋民族は滅亡するものでないことを日本は毅然として身を以て世界に示すものである。

翻つて想ふに暹羅今後の發展の爲には其の經濟及軍備の諸方面に互つて急いで整頓する必要がある、軍備は二十世紀の今日に於ても尙ほ必要である、國費が膨脹するからとて之を廢することは出来ぬ、勿論暹羅の軍備は小蟲が其の尾に刺を有するが如きものに過ぎぬけれども、之れも吾等の愛國心發露の一端である、暹羅國民よ、暹羅國を愛せよ、されど他の文明諸國の如く利己的國家主義者となる勿れ、誓を佛教に建て佛陀の教に遵ふて國を再建せよ、暹羅國民として國を愛し同時に人類として人類を愛せよ、之こそ眞に世界人類幸福の鍵である。

以上

パールバラ

二 雜 報

○暹羅無任所參議の離京

先般來滯京視察中なりし暹羅國無任所參議クーン、スマハーン及クーン、スコクタウィットの二氏は東京に於ける各所の視察を了へ先月中旬を以て離京名古屋大阪地方の工業を視察中なりし處是れも一應終了したので本月二十日神戸發鮮滿視察の途に上つた由尙ほ鮮滿視察には約二週間を費やしそれから再び本邦に歸らずに歸暹の豫定である。

○舞踊團一行の消息

暹羅音樂舞踊團一行は既報の如く先月十九、二十一日の兩日日比谷公會堂に於て公演を爲し相當の成績を収めたが二十二日朝東京驛出發横濱の觀光をなした後名古屋に向け出發二十三日夜名古屋市公會堂で公演を爲したが超滿員の盛況で非常な成績を収め二十四日二十五日の兩日大阪市に於ける公演亦頗る盛況を以て終了したる趣だ。

○暹羅議員團一行の到着

暹羅議員團一行十五名は豫定より一日遅れて先月二十六日神戸着二十七日午前八時東京驛に着いた、驛頭にはミトラカーム公使を始め公使館員新聞記者林大使外務省東亞局員其他暹羅關係の出入人多數あり、本協會からは近衛會長代理矢田常務理事、山口主事出迎へた尙外務省からは一行の便宜を計る爲め特に天田書記生を神戸に派遣し天田氏は一行と共に東京に着、日本滯在中は一行の案内役を勤むる筈、着後一行は一旦丸ノ内ホテルに落着くや直ちに總理大臣、外務大臣、貴業兩院議長及本協會に禮訪を爲した。

○議員團本協會禮訪

暹羅議員團一行はミトラカーム公使の先導にて到着の即日首相、外相、貴衆兩院議長禮訪に次で午後一時本協會を禮訪せるに付矢田常務理事は懇ろに之を迎接し山口主事の通譯にて大要左の如き挨拶を述べた。

「御到着早々御疲勞の央にも不拘早速御禮問を辱ふし御芳意感謝に堪えず、貴國と日本とは人種宗教其他相似の點が多く我邦人が貴國人に對するのは全く血を分けた兄弟の様な情合を以てしますが殊に私は自身貴國に在住すること三年の經驗を有する者で貴國には澤山の親友を残して歸りました。歸りましても貴國の事は始終樂しき思出の種となりて居ります、今こうしてあなた方に逢ふと何とも言へない懐しみを覺えます、私は丁度此二ヶ月前から暹羅協會に關係する様になり一生懸命で日暹兩國の親善に努力して居ります、氣候風土も違いますがどうか御病氣にならない様御注意なさつて各方面の御視察をなされ完全に御使命を御果しの上御歸國になる様心から祈ります、そして御歸りになつたならばどうぞ貴國に居らるゝ私の友人達に私の元氣で働いて居ることを御傳へ下さいませ、又御滞在中何なりと御注文があれば此暹羅協會に御申出で下さり度く協會は乍不及喜んで御世話を致します」

之に對し團長格なる「ネット、ブンウイワツタナ」は左の如く答辭を述べたり。

團長「ネット、ブンウイワツタナ」氏の答辭概譯

暹羅人民議會議員團を代表して申し上げます、只今は御懇篤なる御挨拶を受けまして一同感銘の至りです、御話の如く私共も亦貴國に足跡を入れても決して他國に居る様な感じを致しません、殊には矢田氏は嘗て我シヤム國に數年御滞留あらせられた趣を承知しまして此の東京、此の協會此の應接室にある私共は宛もシヤム本國に居るが如き親しみを有する次第であります。

一同滞京中何かと御配慮を蒙むること、存じますが何分よろしく御願ひ申し上げます、又貴協會の御活動のことは歸暹後屹度我が同胞に詳細語り告げ土産話と致します。

乍簡單御答を申上終りに貴協會の益々御隆昌を衷心祈る次第です。

右終て一行は協會を辭し丸ノ内ホテルに歸つた依て矢田常務及山口主事はホテルへ答訪に行つた。

一行のプログラムは大體左の通りだ。

暹羅議員團一行の本邦に於けるプログラム

四月二十六日(金)

神戸着

二十七日(土)

東京着(午前八時)

着後

外相、首相、兩院議長、シヤム協會挨拶、東朝、東日兩新聞社訪問、午後シヤム協會主催ノ茶會(霞山會館)夜近衛貴族院議長主催晚餐會

二十八日(日) 東京見物
 二十九日(月) 午前觀兵式參觀
 午後「フリー」
 三十日(火) 橫濱博覽會及橫濱市見物
 五月 一日(水) 舊議院及新議院參觀、東京帝國大學見學
 二日(木) 府立第一中學校東京女子師範(小學校及幼稚園等)參觀、米穀倉庫見學
 三日(金) 水産講習所、農事試驗場見學
 四日(土) 日光行
 五日(日) 日光行
 六日(月) 鐵道省大宮工場王子製紙會社工場見學
 七日(火) 日本ビール工場、花王石鹼會社工場
 八日(水) 三共守之助氏主催午餐會
 九日(木) 山口、村山貯水池其他水道設備見學、赤十字病院見學
 十日(金) 日本電氣株式會社工場、森永製菓會社工場見學、宮田自動車製作所工場
 十一日(土) 鎌倉箱根行(貴衆兩院ノ案内接待)
 十二日(日) 陸軍戸山學校見學、外務次官主催午餐會
 十三日(月)

十四日(火) 橫須賀訪問、軍艦、工廠、航空隊等見學、鎮守府ニテ午餐招待
 十五日(水) 夜東京發
 十六日(木) 名古屋着見物
 十七日(金) 名古屋發京都着
 十八日(土) 京都見物ノ後京都發大阪着
 十九日(日) 大阪滞在
 二十日(月) 同
 二十一日(火) 大阪發神戸着後神戸見學夜神戸出發
 二十二日(水) 下ノ關出發朝鮮ニ向フ

暹羅國議員團一行人名表 (註一行は何れも三十歳乃至四十歳位の少壯議員のみなるが最も若きは二十五歳の者一人二十七歳の者一人あり)

- 一、ネート、ブンウイワツタナ (官選議員)
 (Sub-Lieut. Neth Bunvindhana)
- 二、タート、ラツタナバート (民選議員)
 (Sub-Lieut. That Ratanabach)
- 三、ナイ、サニット、チャロンラツト 同
 (Nai Sanid Charonrath)

- 四、ナイ、マヌーン、ボドヌット
(Nai Manun Boysindhi) 同
- 五、ナイ、ホームチャーン、ラッタナ、ウイチャーン
(Nai Homehandr Ratana Vichar) 同
- 六、ナイ、サワイ、インタラ、ンラチャ
(Nai Sawai Indra Praja) 同
- 七、ナイ、ラヒツット、ホンタ、プラハツット
(Nai Lammud Hong Prahas) 同
- 八、ナイ、ドンダ、クラチャイ、ラーチャタワーン
(Nai Don Krachai Rajawarn) 同
- 九、ロランダ、ナート、ニチャター
(Laung North Nitthata) 同
- 十、ナイ、ケー、ホミント、ム
(Nai Khae Yumbanti) 同
- 十一、タン、プラチット、ダルン
(Khan Prahet Darumbanti) 同
- 十二、ナイ、ソイ、ナールン、ム
同

- (Nai Sroi na Lampaeng)
十三、ナイ、チアム、ナンダヌー
(Nai Dien Nandabadya) 同
- 十四、ルブン、ヨラヒツチ、プリチャ
(Luun Voraniti Prifa) 同
- 十五、ナイ、キブン、カンチャナム
(Nai Khieu Kancharanandh) 同
- 十六、ロアンタ、チャムナン、ニチカセー
(Laung Jannan Nitikasetr) (官選議員)
- 十七、ドンダ、ダム
(Lieut Dong-dam) (民選議員)
- 十八、ナイ、ニチ、ソラツム
(Nai Niti Sorat) 同
- 十九、ナイ、フアク、ナソングラー
(Nai Pak na Songka) 同
- 二十、ナイ、タイ、ニーニツカフトラ
(Nai Tai Panikafutra) 同

○本協會の議員團歡迎茶會

暹羅國議員團廿七日着の當日、本協會は午後四時より霞山會館にて歡迎の茶會を催はしたが來會者は主客合せて約六十名近來の盛會で皆打寛つき歡談に時を移し六時過に散會した當日來會者氏名は左の通り。

出席者 氏名

(次第不同)

近衛會長、岡部理事長、三嶋、矢田常務理事、山口主事、外左記ノ諸氏

- | | | |
|---------|--|---------|
| 濱田 豊城氏 | 門野 重九郎氏 | 桑島 主計氏 |
| 大倉 喜七郎男 | 笠原 太郎氏 | 若松 虎雄氏 |
| 水野 恭介氏 | 島津 久大氏 | 原 忠道氏 |
| 酒井 忠正伯 | 天羽 英二氏 | 關屋 貞三郎氏 |
| 牛塚 虎太郎氏 | 林 久治郎氏 | 辰己 榮一氏 |
| 荒木 貞夫氏 | 江口 定條氏 | 守島 伍郎氏 |
| 桑原 忠夫氏 | Phra Mitrakarn, Raksha Siamise Minister. | |
| 横矢 重道氏 | Phra Pramonda. | 牧 田 武氏 |
| 浮田 郷次氏 | Luang Ratanadob. | 西村 虎太郎氏 |
| 白石 龍平氏 | | |

Arun Vichitramanch.

○人民議會の「ステートメント」及び政府の「コムミニケ」

先月の會報に於て暹羅國皇帝御退位の経緯を詳細に亘つて述ぶる所あつたが此處に人民議會のステートメント及び政府のコムミニケを紹介する、彼此相参照せられたらば多少重複の嫌はあるが國王御退位前後の真相が一層明瞭に分ることを思ふ。

一、國王退位に對する「ステートメント」

(人民議會の國王御退位確認並に新帝招立決議に就て)

(前略) 人民代表議會は佛曆二四七七年(一九三五年)三月六日及七日の會議に於て、皇帝陛下の御退位を確認し、且憲法第九條に依り「アナング、マヒドーン」殿下を新帝に招立する旨を決議した、殿下は佛曆二四六七年の王位繼承に關する皇室典範により、國王御退位の時より國王として統治さるべき第一順位の方である。

佛曆二四七七年三月七日

國務總理 宛

第一副議長

二、國王御退位に關するコムミニケ

國王陛下の御退位に關し政府は國民に次の如く釋明する、暹羅の政體が君主專制政體より國王は憲法の條規に遵ひ大權を行はせられる立憲君主政體に改變せられて以來、政府は陛下の御仁慈により、圓滑と秩序を以て國務を遂行

した。

佛曆二四六年陛下は再度御眼疾御治療の爲め、御外遊の御念願を漏らされた。

當時國務院は陛下の御意向を拜承するに及んで院議を開き、兵亂（一九三三年十月のボアラデッテ殿下の叛亂を指す）が畿かに終熄したのみにて、國事は尙圓滑を缺ぐ今日陛下御歸京こそ、國民の痛く満足する所で（當時陛下は半島のシンゴラに御蒙塵中）此際陛下が御外遊になれば、國民は誠に心細く感ずるであらうと決議した。

人民代表議會も同様な懸念を表明した、故に政府は外國より眼科醫を招聘して首都に於て御治療遊ばさるゝ様陛下に奏請した、然し陛下は御渡歐を決意され政府も之を御賛成申上げるの止むなきに至つた。

陛下の御渡歐中政府は常時陛下と圓滑に御通信申上げ、何等の支障を見なかつたが、政府が議會の協賛を経たる佛曆二四七年相續法の法案へ御署名を奏請するに及び初めて支障を來すに至つた、最初陛下は同案の某々箇條を御批判あらせられたが、政府が是等諸點に就き陛下に満足が行くやう御説明申上げるに及び、陛下は結局之に御署名遊ばされ、同法は正當に發布された、其の後政府は議會の協賛を経た刑法、刑事訴訟法、陸軍刑法の三修正案を奏呈して陛下の御署名を奏請した所、陛下は某々箇條の原則を御不満に思召され、同案を議會に返付遊ばされた、然し議會は原決議を固執し、憲法の條規に依り同案を再び陛下に奏呈したが、陛下は尙之に御署名遊ばされず、憲法所定の期間内に之を御返還遊ばされた。

その中政府は、陛下がさる御疑念を抱かせられ、政府が之を御水解申上げなければ陛下は御退位遊ばされるかも知れない事を知るに及び、直に陛下の御疑念を御緩和申上げることゝした。然し後に至り陛下は本當に御退位を念願し給ふ旨攝政ナリスラ親王殿下より御下報があり、政府は御事情及び御理由を明知せぬ爲め憂慮に堪えず、人民

代表議會議長チャオ・ピア・シターマ・チベ及び國務院書記官長ルアン・タムロン・ナワー・スワスチー（海軍少佐）より成る使節を英國に派遣し、陛下に賜謁を請ひ、御歸國を御勸請申上げしめた。使節はその重任遂行に力めたが、陛下が數箇條の御要求を提出遊ばされたので遂に水泡に歸した。

陛下の御要求中には憲法に違背せぬから御受容申上げ得る箇條もあつたが、中には憲法に抵觸し政府の權能外にある爲め、御受容申上げ得ない箇條もあつた。終には陛下は、全箇條を議會に提出してその審議に付るやう要求遊ばされたので、一月三十一日之を議會に提出して正當に討議したが、結局議會は政府の施措に協賛した。

陛下は佛曆二四七年三月二日附にて御退位の御親翰を賜はつたが、政府は常に陛下に對し忠誠を致したから、今之が拜受を確認することを深く遺憾とするものである。政府はあらゆる手段を講じて御退位を御諫止申上げる事に力めたが、水泡に歸した、故に政府は御退位の御親翰を三月六日議會に提出し、議會も同様深甚なる遺憾の意を以て之を受諾するの餘儀なきに至つた。同時に宮内大臣は攝政親王の御承諾を得て、王位繼承法による適當なる繼承者たる皇族名を議會に提出して、憲法第九條による議會の承諾を仰いだ。議會はアナンダ・マヒドーン殿下の御登極を滿場一致で承認し、同時に憲法第十條によりアマワタン親王、アデイタイア殿下、及びチャオ・ピアヨマラーツよりなる攝政會議の任命をも承認した。

尙詳細は、御退位の宸翰と共に、出來得る限り迅速に發表せんことに力めるが、兎に角國民は、立憲君主政體を擁護する用意を常に有する當政府を固く信頼されたい。

終りに臨み、文武百官並に一般庶民は、罪惡的風説に耳を藉すことなく平和の維持に力め、國家・國民・宗教・國王及憲法の利益の爲め協力一致して秩序と圓滑を確保されんことを要望する。

佛曆二四七七年三月七日

國務總理

三二

○新帝御登極に関する告示

佛曆二四七七年三月二日午後一時四十五分(英國時間)附御宸翰にて、皇帝陛下は御退位遊ばされ、既に人民代表議會の承認を経たから、

憲法第九條に依り、王位繼承は佛曆二四六七年王位繼承法に従ひ且議會の承認を得ることを要する旨を定めてゐるから、

陛下は、佛曆二四六七年王位繼承に関する皇室典範第五條による繼承皇族の指名權を放棄遊ばされたから、

アナンダ・マヒドーン殿下は、右法第九條により、王位繼承の順位に於て第一位に在らせられるから、

人民代表議會は佛曆二四七七年三月七日憲法第九條により同殿下の御招立を議決したから、國務院は七日附にて殿下の御登位を電請申上げたから、

アナンダ・マヒドーン陛下は、上記日時より御登極遊ばされたる旨を茲に告示する。

佛曆二四七七年三月七日

國務總理

○攝政會議任命

陛下アナンダ・マヒドーン殿下は御幼少にて未だ王務の御執行不可能であるから、人民代表議會は、憲法第十條に基

き、三月七日下午記の三人より成る攝政會議の任命を決議した。

陸軍大佐アマワツタン・チアートルンタ親王 (H. R. H. Prince Anuyaratana chaturonta) (議長)

海軍大佐アヂイタイア・テイム・ブームー殿下 (H. H. Prince Aditya Dhibha Abha)

チャオ・ブアー・ヨマラーチ (Chao Phya Yomara, Pan Sukhum)

同會議の議決は多數決により、文書は少くとも同議員二名の署名を要することとする。

佛曆二四七七年三月七日

第一副議長

○攝政會議に就て

攝政會議の構成は、議會の告示中に記述されてゐるが、チエラローンコーン王が最初の御渡歐の砌(一八九七年)御任命になつた攝政會議よりも遙かに堅實である。

議長のアマワツタン親王は、故 Prince Bhanurangsi (Prince Ong Noi) の御兄君であり、且中興の英帝チエラローン王(舊帝の御父)の御正兄弟でも。 Somdej Krom Phra Chakrafarte (Prince Ong Yai) を御父に、 Mom Rajawongse Sawang を御母として一八八三年十二月二日御誕生。 Somdej Chao Phya Yai の子、故 Chao Phya Surabhandha の娘 Mom Huan と御結婚。御正妹はカムヘンハット親王の妃殿下である。親王はモム・チャオ(王孫を示す皇族の階級)として誕生されたが、御父君死亡後ブラ・オン・チャオに御昇格、チエラローンコーン王治世の末ヒズ・ロイアル・ハインスに御昇進、次帝の治世にクロム・ムンの皇族階級を授けられた。一九二二年に新帝の御父マヒドーン殿下夫妻と共に御渡歐、暫らく御滞歐(主として英國)になつた。

三三

アデйтиア殿下は故 Prince Jumarā 親王の御長男で、上記ハマランマー親王の長女 Mom Chao Ditha Saman を御母として一九〇四年七月二十四日に御誕生、唯一人の御正弟 Phra Ong Chao Bangsrayakara は英國海軍に在つて御研究中である。モム・チャオとして御誕生になつたが、一九〇八年アラ・オン・チャオに御昇格、英國にて教育を受けさせられ、Phya Surinda Raja の三女と御結婚。立憲革命當時はナコン・パトムの縣知事であつた。

チャオ・ピアー・ヨマラーチは、古稀早々の年輩にて、印度政府より佛骨受取使節に長として派遣せられた事もあり、大臣としては初め幾向大臣を、後に内務大臣を勤め、一九二六年舊帝内閣御革新に際しロツプリー親王と交代して辭職した。今回この種の會議に對するその圓熟せる經驗を認められて出慮を促されたもので、英國の最高勳章佩用者である。

○新帝に就て

今回チャクリー王家の王位を繼承され、ラーマ八世となられたアナンダ殿下は、假定皇太子であつたマヒドーン親王 (H. R. H. Prince Mahidol of Songkla) 及びモム・サンワン (Mon Songvalya) の長男に渡らせられる。

御父君マヒドーン殿下は一九九二年一月一日に御誕生、舊帝の異母兄 (即ちチュラローン親王の王子) にて、十二歳の時クロム・クン・ソックラーの稱號を授けられた。最初は軍人としての御教育を受けられ、一九〇五年に英國のハロウに御入學、一年半の御研究後獨逸の Potsdam ハイ・ロイアル・ブラシアン・ミリタリ・カレヂに二箇年間御在學、爾後ハイ・ミリタリ・スクールに御轉校、更に二箇年の御研鑽後イムベリアル・チャーマン・ネイバル・カレヂに御入學、一九一三年御卒業、歸國して暹羅海軍に御勤務、後醫學の御研究を思立たれて米國のハーヴァード大學に御入學、一九二〇年にモム・サンワンと盤谷で御結婚。其の後數度に互り御夫婦にて英・米・佛に御遊學、其の間一九二二—二五年間

にはチュラローン親王の總長其他顯職に就かれた。一九二八年末最後の御外遊より御歸國、アミーバの肝臟感染に痼疾の腎臟病を御併發、四箇月餘の御病臥の後翌一九二九年九月二十四日に薨去された。親王は平民的な實際家で學究心強く、自費を投じて多數の青年を海外に留學させられる等暹羅の教育に貢獻されたのみならず、暹羅の衛生及び醫學への御貢獻も顯著で、ロツクフェラ・ファウンデーションの暹羅進出も親王の御力に與る所大であると信ぜられる。ハーヴァート大學は一九二八年には醫學博士を、一九二二年には Certificate of Public Health 及び B. S. を贈進。薨去時はソムデツチ・チャオ・ファアの御階級を有せられた。

新帝の御母君モム・サンワン・マヒドーン・ナ・アヌタイア (Mom Sangvalya Mahidol na Ayudhya) はシーラーチの産婆學校の御卒業で、一九〇〇—〇一年に御誕生、御幼少の時は未來の御夫君たるマヒドーン親王の御母君の御家庭に御同居になつた。右校御卒業後、チャイナート親王により御學友並に醫學生と共に米國に留學され、同地にてマヒドーン親王と御婚約、一九二〇年盤谷にて御婚儀の後更に夫婦にて御渡米、爾後御夫君の御在外中常に御夫君の御研究を内助されると共に小兒保健を研鑽された。

マヒドーン親王及び同妃には、新帝を中に次の三人の王子があるが、凡て外國で御誕生になつた。

王女カンヤニ・ワタン殿下 (Princess Kalyani Vatana) 一九二三年五月御誕生。

王子アナンダ・マヒドーン殿下 (新帝) 一九二五年九月二十日御出生。

王子ブミバン・アドウンテツチ殿下 (Prince Bhumibala Adulayadej) 一九二七—二八年御出生。

新帝アナンダ殿下の御誕生は、右の如く九月二十日で、暹羅中興の英主と仰がれてゐる新帝の御祖父チュラローン親王の御誕生日と合致してゐるのも奇縁である。

新帝は盤谷のワット・テイブシリン學校 (Wat Dehaihindr School) にて英語を御研究になり、御父君の御火葬 (一九三〇年) 後は御母君及び御姉弟君と共に御渡歐、爾來ずつと瑞西に御滞在御勉學中である。

○立憲暹羅の繁榮は唯日本に學ぶの一途あるのみ

暹羅國務「總理ピアホーン」の聲明

暹羅政府は、昨年八月以降、官費の海外留學制度を改めて貸費制とした爲め、茲に十萬銖の剩餘金を生じた。政府は之を人民代表議會議員及び官吏の日本視察費として頭割二、五〇〇銖 (最近の爲替相場 100 銖 = 1 鎊) 即ち四十人に支給する方針であるが、二月十二日の通常議會に於て、ウボン縣代表議員の緊急質疑に端を發し、この剩餘金に對する政府の使途方針は議員間に可成の異見を見、之を教育其の他の對内的の費途に流用することを主張する者あり、或は海外研究には賛成するが、研究地を極東に限ることに反對し、又は頭割額二、五〇〇銖を過少とする者もあつた。

この間國務總理ピア・パホーンは、數度演壇に立つて政府の方針に就て釋明に努めたが、之を綜合すると次の如く頗る興味ある内容であつた。

『斯る質疑を茲に討論することは政府の希望せざる處である。曩に議員諸氏が、他縣の事情も研究する要があると云ふ理由で、鐵道バスを要求した際、余は豫算に餘裕あり次第諸氏を海外研究にも派遣する旨を約したし、政府もその決心である。今この誓約を果す機會が到來したもので、藏相も既に之に賛成してゐるし、固安も好機である。諸君が政府の使途方針に反對するなら、この方途を捨てるに吝でないが、この機會を利用する用意が諸氏になかつたのなら、何故余が最初諸氏の海外研究を提案した際之を受諾したのか。頭割旅費が充分でないのを知つて諸氏が

之に反對するのは甚だ奇異とせざるを得ない。

余が眞に念願する處は、只管憲政の繁榮にある事は、憲政樹立の爲めに拂つた過去の大努力が明示してゐる。この念願を適當且有効に完就し得る途は、日本が得たる憲政状態を研究し、之を暹羅に輸入する目的の下に、出來得る限り多數の議員を日本に派遣し得る場合のみ存する。この念願の成就された時にのみ余は満足して瞑目する云々

右日本視察研究團は、上記の如く四〇人に限られるが、その中二〇名は官吏を以て充たされる筈で、人民代表議會議員には殘餘の二〇名を割當てられることとなる。之に對し議員の希望者は二月十九日附盤谷タイムズに依れば三〇餘名、同二十日附同紙によれば既に五〇名に達する盛況であり、爾後も續出する模様があるので、之が人選は一苦勞であつた。故に之が選抜委員會を設け、議長が同委員會と共力して日本行議員を選抜するやうになるものと見られてゐた。

今回到着した議員團は右選抜の結果に依るものたるは言ふ迄もない。

兎に角暹羅政界に重きをなす官吏及び議員のみ四〇名も大舉して來朝することは、前古未曾有の事且大欣快事であり右國務總理の演説と共に、現政府の對外傾向を明白に表明してゐるものと云へる。

○矢田部駐暹公使夫人の出發

矢田部駐暹公使夫人は四月二十六日午前九時東京驛出發夫君の任地に赴かれた、協會よりは矢田常務理事夫妻、山口主事夫妻驛頭に見送つたが、其他に於て暹羅ミトラカム公使を始め公使館員、川嶋公使夫人、中村魏氏夫人等多數夫人達の見送りがあつた。

聞く所に據ると、矢田部公使は昨年以來過勞の爲め健康を害し居られ、夫人は其介抱の爲めに赴連せられた由、日暹兩國親善關係の今日の如く急速度を以て進展したのは多く矢田部公使の努力の賜に外ならず、本協會の深くアツブレエイトするところであるが、尙ほ今後益々公使の御盡瘁に待つもの多々ある際どうか充分に御自愛なされ速かに御恢復なされんことを祈て已まぬ。

○暹羅とアフガンから我が土木技師を招聘

近時我國と暹羅に親善關係の増進した暹羅國から同國內務省土木局に技術官二名を招聘したい旨、駐暹矢田部公使經由外務省に申込んで來たので、外務省から内務省に其人選方交渉の結果、東京金松道路改良事務所長東森藏氏はすでに就任を承諾し、更に大阪土木出張所勤務の内務技師稻垣茂樹氏に交渉中である、尙ほアフガニスタン國からも技術官一名の招聘方を申込んできたので、これは下關土木出張所勤務の務技師池本泰兒氏に決定した、本邦より暹羅、アフガン兩國に土木技術者を派遣することは今回が始めてである。

○三井物産會社の新造船暹羅航路に就航

三井物産會社では暹羅直通航に新造船を充てがふ計畫で豫て造船中であつたが、此程漸く竣功、朝日山丸と命名、本月十一日神戸出帆整谷に向け處女航海の途に上る筈、同船は重量噸數六千七百噸の貨物船であるが、船客十二名程は收容も出來あらゆる點に於て最新式を採り貨物船としては極めて豪華なるもの、由、尙從前の那智山丸（重量噸數五千八百噸）は引續き盤谷航路に配船せらるゝと云ふ。

○外務次官々舎に於ける暹羅官吏團招待茶會

五月六日外務省桑島東亞局長は外務次官々舎に於て暹羅官吏團招待の茶會を催ほした。陪賓としては官吏團の研究視察に關係した諸官廳の官吏にて主客合せて四十名本協會からは矢田常務山口主事の二名も招待に應じ列席した。

○三井別邸に於ける暹羅議員團及官吏團招待午餐會

五月八日芝罘町三井別邸に於て三井守之助氏主催午餐會には、目下來朝中の暹羅議員團一行並に過般來本邦にあつて農林、内務、司法、商工、逓信、鐵道各省及警視廳に就き、行政事務の實際を視察研究中なる同國官吏團一行を招待、頗る鄭重なる待遇をせられた、午餐終つて思ひ／＼に同庭園内を逍遙したる後、一同記念の寫眞を爲し午後三時辭去せるが一行は何れも満足歡喜の色に満ちて居つた。本協會矢田常務及山口主事も陪賓として列席した。

○三井物産會社主催暹羅公使招待晚餐會

同夜麻布筈町三井集會所に於て三井物産會社主催の日暹交歡晚餐會あり、暹羅公使アラミントラカム氏を主賓とし陪賓にはラツタナラーブ書記官アラモンダ商務官又日本人側には淺野逓信省管船局長、寺尾商工省貿易局長等を初め暹羅關係官民有力者二十餘名の出席あり盛會であつた、本協會よりは山口主事出席した。

○商工會議所及南洋協會主催の茶會

商工會議所及南協協會は共同にて十日午後藤山雷太氏邸に於て暹羅議員團歓迎の茶會を催はした。

○衆議院議長主催晩餐會

十日濱田衆議院議長は暹羅議員團一行歓迎の晩餐會を催はした。尙ほ十二、十三兩日議員團の横濱、箱根觀光は貴衆兩院の案内及發應の意味でなされた。

○海軍々令部主催小晩餐會

海軍々令部第三部長高須少將は本月十二日夜水交社に於て暹羅議員團々長ネット、ブンウイタナ及海軍々籍に關係ある團員六名並にミトラカーム暹羅公使を水交社に招待し小宴を催はした。主人側は高須少將の外中原大佐、水野中佐、松崎中佐、藤野少佐、直井少佐の五名、頗る打解けた非公式の會合にて主客共歡談に時を移し、更に晩餐後我海軍の活動寫眞の展覽を供し和氣霽々の裡に九時過散會した。矢田常務理事も招きに應じ參加した。

○外務次官の暹羅議員團招待午餐會

重光外務次官は五月十三日官邸に於て暹羅議員團一行歓迎の午餐會を催はしたが、來賓はシヤム公使、公使館員、議員團一行の外濱田衆議院議長及衆議院書記官長其他三名外務省側にては松本參與官、桑島東亞局長、守島第一課長、笠原島津の兩書記官のみ、本協會よりは矢田常務理事及山口主事招きに應じ出席した。

○暹羅公使の議員團歡迎茶會

本月十三日暹羅公使は赤坂臺町の公使館に於て暹羅議員團歓迎の茶會を催はしたが主客合せて七十餘名頗る盛會なりき、本協會より招きに應じたる會員左の通り。

近衛會長、岡部理事長、三島、矢田常務理事、山口主事、岡崎久次郎、浮田郷次、水野泰介中佐、林久次郎大使、大倉男、原忠道、二荒伯、磯部美知、松本學、桑島主計、藤山雷太の諸氏なり。

○南洋印度巡閱使の出發

外務省が近來印度南洋の經濟的價値を重視する様になつたのは誠に喜ばしきことで、此の勢ひは愈々益々助長伸展して貫はねばならぬ、實際日本が經濟的に發展しやうと思ふならば、他にも色々方面はあり、施設もあるけれども、差當り手近い南洋印度及暹羅の重要性に就て其認識を一新することが焦眉の急である、今回印度南洋暹羅中央亞細亞といふ頗る廣汎な區域に互て巡閱使派遣の實現を見るは蓋し最も其時を得たものといふべきだ、巡閱使は松島特命全權大使を首班とし若松通商局第三課長其他二三の壯年の有力の書記官が隨伴するそうで是れは主として暹羅印度からアフガン、ペルシャ・イラク、土耳其當り迄調査することになつて居り、南洋は別に巡閱使を派遣せられるそうだが、其首班は出淵前駐米大使に擬せられて居るけれども、其人撰はまだ確定はして居ないようだ、松島巡閱使一行は今月末出發の由だ。

○本協會新入會員

本協會新入會員左の通り

北條 太洋（元領事）

浮田 郷次（元大使館參事官）

岡崎久次郎(實業家)
 松本學(貴族院議員)
 江口定條(同上)

特別會員加藤勝太郎(名古屋市駐在
 暹羅國名譽領事)
 特別會員榎並充造(神戸市駐在
 暹羅國名譽領事)

石丸優三(文部省專門學務局
 學藝課長)

東郷安(貴族院議員)
 磯部美知(醫學博士)
 天田六郎(外務省勤務)
 笠原太郎(在暹帝國公使館
 三等書記官)
 藤井信(沖電氣株式會社)

財團法人暹羅協會總裁及員

(昭和十年六月現在)

總裁 秩父宮雅仁親王殿下

役員

會長 公爵近衛文麿
 副會長 侯爵徳川頼貞
 名譽會長 駐日暹羅公使 プラミットラカム、ラクサ
 同 駐暹日本公使 矢田部保吉

理事長 子爵岡部長景
 常務理事 子爵三島通陽
 理事 伊藤次郎左衛門
 同 男爵大倉喜七郎
 同 加藤恭平
 同 川田順
 同 文學博士 高楠順次郎
 同 鶴見左吉雄
 同 南條金雄
 同 村田省藏
 同 桑島主計
 同 伯爵二荒芳徳
 同 伯爵赤間信義
 同 伯爵酒井忠正
 同 醫學博士 北島多一
 同 伯爵溝口直亮

昭和十年五月

會報第參號附錄

暹羅協會

會報第三號附錄

極東に於て戦争か將た平和か

元「ノーザムプトン」撰出英國下院代議士陸軍中佐「シシイル、マロリン」

(マロリン中佐は多年極東時局の細心なる研究者にして支那、日本及滿洲國を遍ねく旅行し「新支那」と題する小冊子の著者であり又「支那情報局」の理事であつた人である。

滿洲事變以來英國及米國に於て滿洲國及支那問題を繞つて頻りに英米接近を説くものが出て來り殊に米國に於てはチェンバレンだの、ウインソンだの、近くは元ブルックリン要港長官フェルプス少將だのといふが如き積極的大海軍建設を強調し、日本を威壓して太平洋の制霸を力説する輩を頻出し居る一方、英國に於ても英米の接近を策する有力なる一部論者あり、就中セネラル、スマットの如きロイド、ジョーヂの如き、其代表的巨頭と目すべく、然るに之に對して侃々諤々、支那の現勢を叙述し東洋平和の大局に立脚して英米同盟の謬想を打破し日本との友好關係を以て英國百年の長計と爲す本篇の筆者の如きは其卓識に鷄群の一鶴たるを失はず殊に其支那及滿洲國に關する知識の豊富にして其精敏透徹したる觀察論斷は實に英米の有識階級を啓發する所多大なるのみでなく、吾人日本人に取ても亦傾聴の價值あるものである。本篇の如きは暹羅協會に取つて何等直接の交渉なき命題なれども、偶然此のパンフレットを入手し一讀したるに頗る興味を覺えた故會員諸彦の一筆を博する爲め茲に之を譯出した譯である) (譯者註)

一九三五年は極東政局に關し死活的決定の爲さるべき年である。英國に於ける各政黨の有力者に依り支持せらるゝ極東政策の現在の傾向は平和維持に重大なる危険を含み、英國の外國貿易に破滅的影響を齎らす恐れあるが爲め、此の傾向に反對する筆者は此誤つた政策を是正せんとして此處に此パンフレットを著し頒布するものである。

英國の一部には日本をして華盛頓條約を遵守せしむる爲めに英米兩國は力を併せ而して太平洋に於ける「アングロ・サクソン」同盟を作り日本の經濟的軍事的地位を去勢せざるべからずと主張するものがある、西洋に於ては集合主義及國際聯盟擁護の最も強き主役者である、是等論者が一とび太平洋問題となると直ちに國際聯盟の非加入國——米國——と結んで他の非加入國——即日本——の軍事的及經濟的勢力の破壊を勸説するは奇態な事である。

斯る政策は馬鹿の骨頂で聯盟の精神とは絶對且つ對蹠的反對であつて世界大戰前の列強均衡政策と同様、甚だしく挑發的政策といはねばならぬ、斯る政策は所謂黄色人種の統一を促がし、必然的結果として支那に於ける英國の貿易を失はしめ、惹て印度に影響を及ぼすは明かな所である、所謂「アングロサクソン」同盟（米國民の大部分は實は「アングロサクソン」人種でない事實を暫らく忘れるとして）は外見頗る立派に聞えるかも知れぬ、吾々は一家族である、米國はもとく吾々から生れた、そして離れて行つた植民地ではないかと彼等は云ふ、けれども一寸少し考へて見ると此アングロサクソン同盟なるものは餘り實めたものでないことが直ぐ分る、最近數ヶ月間英國議會の内外共極東に對する英米協商の締結を示唆する公人が少くない、「ゼネラル、スマッツ」又は「ロイド、ジョーヂ」の如きは是れだ。

スマッツ將軍は極東問題に關する日本の地位を論ずるに當り次の如く言つた。

『將來の政策並に吾が大英國聯邦の連繫は世界の他の何れのグループと結ぶより米國と結ぶの可能性最も多し、將來若し英國が危機に頻し何れか選擇を爲さざるべからざる分岐點に立つことありとすれば其時吾々が未知の將來に向つて互に手を携へ共に語り共に進むべき伴侶は米國ならざるべからず』と

此のスマッツ將軍の所謂「未知の將來」が何を意味するかは一寸頭を冷ややかにして考へて貰はねばならぬ、スマッツ將軍の辛辣敏慧なる政事家かまさか英米協商の危険を豫測せぬ譯はあるまいから、前掲同將軍の語は、同將軍が本當

に實際取らなくてはならぬと信ずる政策を述べたといふよりは寧ろ一つの警告若くは威嚇を示したに過ぎぬと解釋するが至當と思ふ、「ロイド・ジョーヂ」は本年一月十七日「バンゴール」に於ける演説に於て、

『結果ある行動は（殊に東洋に於て）其成效の第一條件として米國との完全なる諒解を結ぶことを必要とする、余は彼の米國と隔意なき協商に達する爲め即時に手段を講じ而して世界の平和を確保する爲め共同の努力を爲さんことを望む』（一九三五年一月十八日ロンドン・タイムズ紙）

と述べ最近又「パーミンガム」に於て前掲の趣旨を敷衍して

『極東に於ける事態は徐々に英米兩國が最早安心して遷延遲疑を許さざる點に近付きつゝあり』（一九三五年一月二十七日サンデー・タイムズ紙）

と述べて居るが、それならば「アングロ・アメリカン」協商が一體どれ丈の利益を英國に齎すべきやの點に就ては協商示唆者の何人も未だ説明を與へて呉れぬ、併し反對に是れ丈は確かだ、即ち「アングロ・サクソン」同盟は日本に於ける比較的平和論者たる自由主義者を弱はめて武斷派を強むる結果を來すことに就ては寸毫の疑を容れぬことだ、加ふるに米國に於ける輿論が一向強固でない、華盛頓に於ける戦争防遏國民協會の執行書記「フレデリック・ゼーリバー」氏は最近極東の狀勢及日本を敵として侵略的政策實行の可能性に關する反對の聲明を爲して左の如く意見を述べた。

「一、日本が亞細亞に於て發展せんと欲する場合、之を防止するには吾が米國海軍は現在小さ過ぎるが、假令戰艦を包含する所謂「ヴァインソン」の拾億弗建艦を完了しても尙ほ充分とは云へぬ、日本が今夜比律賓を占領する

として其比嶋の奪回丈けにでも日本海軍の二倍の勢力を要する、戦争勃發の威嚇で以て日本を抑制するの説は實體觀を缺いて居る、又日本との開戦が現實宣布された曉にあらずんば吾が米國民が果して斯かる戦争を爲すに充

分なる海軍擴充に必要な財的犠牲を爲すかは疑問だ。

二、支那に於ける米國の經濟的利益の爲め(若し戰爭が起るとすれば是れ以外開戦の理由はない)亞細亞に於て戰爭を起すとすれば、幾ら美辭を以て「カムフラージュ」してもそれは直ちに侵略的戰爭に外ならぬ、斯る戰爭は吾が米國民の理想の裏切りで、今や世界を擧げて侵略的戰爭を絶滅せんと勉め居る際、人道の裏切りでもある。

三、日本との戰爭の驚くべき戦費と對照し支那に於ける米國の利益なるものはてんで問題にならぬ、日米戰爭の財的負擔に關する官邊の豫算によれば約四百億弗とある、此の尨大なる費用を取て支那に於ける米國の現在及將來見込的の通商上の利益と比較して見ると、其「バランス、シート」が壓倒的に戰爭反對を雄辨に語るであらう、吾々の經濟機構は到底斯る戰爭の負擔に堪え得ずして崩壞の一端を辿るの外はない、そして其後には如何なる匡救策も効なき不況のドン底に陥り世界が嘗て見たことなき暗黒の裡に喘ぐことになるであらう。

四、日本征服は或ひは普通豫測せられ居る五ヶ年戰爭で以て遂行せられるかも知れぬ、併し其の代價は如何、何人でも幾百萬の花の如き吾が青壯年が亞細亞の海陸に其生命を墮とすかを測定し得るものがあらうか、觀じて此處に至れば吾人の勝利なるものは世界戰爭の敗北よりも更に一層大なる敗北の外何物でもない。」

英國の屬領殊に加奈陀の態度に關して隨分と説く人があるが、あれは大分真相を歪曲せられ居り且つ多くは米國筋の宣傳である、のみならず此米國筋宣傳は濠洲に於ける親日的感情を完全に無視して居る、濠洲では最近日本との親交を殊の外重視し滿洲國の承認さへなそふとの氣構がある、千九百三十四年濠洲政府の日本派遣使節に附隨せる濠洲新聞聯合の通信員「エフ・エム・カトラック」氏は其最近刊の著書に於て左の如く述べてゐる。

「英帝國及米國と日本との關係が滿洲國問題を繞つて危機に頻する様な場合、濠洲は確信を以て豫め將來を考慮する

ことは出来ぬ……中略……國內情勢から必然的、不可避的に無餘儀外部に押し出さるゝ日本が其最も接近したる而かして自然なる出口——而かも其出口なるものは無文化の土地及方面其處に日本の活動が吾々濠洲にも英國にも何等の實在的の損害を與へざる無文化の土地及方面——に向け發展進出するに對し吾人及米國は之に反對する何等の權利はないではないか」

英米接近は必然的結果として白人に對抗する黄色人種(支那及日本)の結合を促がし支那及他地方に於ける英國の利益に致命的結果を齎すことは確かだ、今日に於ても既に日本及支那の接近の實現の兆候を見るにあらずや。

太平洋の將來は四億六千萬の民生が次の十年間に西洋文明國の標準(世界戰爭を惹起し其後とに續いて出たあの慘憺たる不況暗黒なる状態に憧憬して之を追求せんとする理想の前惡は別問題として)に向つて猛進しつゝ達成せんとして居る支那の甦生と進歩とに懸つて居る、或る人々は「ジュネヴァ」から少數の役人を支那に派遣さへすれば支那は譯なく其意の儘に改造組織せらるゝものと思ふて居るが是等の手合は支那の領土の如何に廣大なるか又其人口の世界の總人口に對する比率が如何なるかも知らず而かも此の莫大なる民衆が皆ほんの命を繋ぐ丈の衣食を供給せらるゝのみの窮乏生活に甘んぜざるべからざる状態を少しも知らない手合なのだ、殊に其交通の貧弱なる状態と來ては恐らく歐羅巴の旅行者が先づ第一に驚倒せらるゝ所である、日本は伊藤侯が千八百七十年に歐羅巴に使節として初めて派遣せられて以來五十年間に一躍數代の進歩を達成した。

若し外部よりの援助が支那の急速なる進歩を促進し得るものとすれば、其の援助は主として過去五十年の經驗を有つ日本から來るべきで、支那全體到る處に擴充し其通商の高に於て他列國の凡てを合せたものと同じく、今日支那各地に現に住居し活動居る多數の自國人を有する日本が支那の開發に最大なる勢力を有つべきことは當然である。

斯く言へばとてそれは寸毫も支那に敵意を有つての謂ではない、唯事實がそうなのだ、近代世界の良心は外國の搾取より支那を保全せざるべからずと云ふにあるけれども實際打明けて言ふと支那市場の經濟的潜在價値の餘りに大なることが歐米の資本國を驅て太平洋の制覇に向つて激甚なる競争を取てせしむる所以であるのだ、併し考へて見れば支那が開發された曉には通商の利益は凡ての國を潤るほすに充分の餘地があるから、血を流して戦争迄する要は更になし、斯かる戦争が支那の進歩と繁榮を促進するに何の用にも立たぬことは歐洲大戰の苦き經驗に依るも證據立てられるところである、結局日本と友好關係を持続することが英國及米國に取つて最良の策だといふことになるのだ。

英國現政府の外交政策に如何なる缺點があるにしても、英國をして日本との戦争に捲き込まれない様に其政策を指導した「サー・ジョン・サイモン」外相の明智は慥かに平和を愛好する凡ての人の感謝に値ひする。

團體や個人で國際聯盟は日本の滿洲國立退きを要求する爲め宜しく日本に對して制裁を加ふべしと主張するものが少なくないが彼等は實行の機關を有たぬ聯盟の制裁の暗示が今迄決して甘く効果を奏しなかつたことを看過するものである、歐羅巴の全體が一つになつて彼の「ザール」監視の爲め一小軍事的警察の組織の問題（而も此問題は主たる關係兩國の間には疾くに相互の諒解を遂げたるもの）と、世界の一等海軍國を相手として之に對する制裁を目的とする世界的海軍の組織の問題とは同日の談ではない、日本に對し經濟的制裁を強行せんとせば勢ひ太平洋に於て大規模の海軍の作動を要すべく、而して是れは直ちに英國海軍の負擔に歸するに違ひない、何故かなれば瑞西だの、ブラダワイだのポリウィアだの其他の聯盟加盟國は屹度制裁強行に投票したであらうが是等諸國は一艦をも出さざるべく、そして米國は慥かに出来る丈長く斯かる紛争の渦中から遠かるべく、英國に獨り太平洋火中の栗を拾はせて傍觀するを樂みとするであらう。

一體日本の支那、及太平洋特に滿洲國に於ける行動に關しては不勸誤解がある、是等の實際の情勢は未だ會て充分徹底的に且公平に英國國民に告げられてない、「リットン」委員でさへ頗る非實體觀的態度を取つた。

凡ての東洋問題を考察する場合に最も必要なことは、南京政府が支那の政府でないことと云ふことをはつきりと牢記することである、成程蔣介石が過去七年間に或程度迄彼れの地位を安定したのは事實だ、併しそれだからと云て、彼の政府が益々有力となつて遂に南京の周圍五省以外の區域に迄其權力を揮ふに至るべしと思ふのは大早計である、廣大なる支那の邊疆諸省は西洋が認めて居る、支那政府からは事實全く獨立して居る、之を能く牢記して置かねばならぬ、廣東ですら支那政府に忠義であるといふのは唯名義上のみの話で、時々支那政府からつかませられる金の高如何によつて其向背が動揺するので、新疆だの四川だの其他にも多くの中央諸省は完全に支那政府の制命以外に立つて居る、其上に普通「ソヴィエット支那」として知られて居る混沌たる廣大な地域がある、そして此處には單にソヴィエット露西亞のみでなく、他の二三國も慥かに甚大な利害關係を有つて居るのである。

滿洲國に關しては筆者は千九百二十六年に出版した「新しき支那」に於て當時はまた「マンチューリア」と呼ばれて居つた今の滿洲國なるものが事實は日本の一植民地であることを強調して左の如く述べた。

「滿洲は非常に繁榮な領土であるが、これは事實上日本の一植民地である、併し日本の労働者は生活程度の低い支那人労働者と競争が出来ぬから、移民の吐け口と云ふより寧ろ投資に適した地方である、日本は南滿洲鐵道と云ふ最も重要にして死活的な交通線を所有し更に滿洲の「リヴァプール」と云はるゝ廣大な大連港を所有して居る、此海陸の交通整備に依り滿洲の商業を實際上掌握して居る、加之日本は銀行、ホテル、商店、街鐵等を建設經營して居り、國貨は事實上最も有力な通貨で、支那票、ルーブル、又は弗貨より餘計に通用して居る」

當時即ち千九百二十六年頃滿洲は張作霖の支配下にあつた、彼は非常に暴虐で其の軍隊も彼れの例に倣つた、彼は道徳上殊に婦人と阿片と賭博とにかけて最も悪評があつた、筆者は支那人が常に彼を支那人の最悪なる仇敵と呼んで居たことを回憶する、斯くして滿洲國を支那から切り離した當の責任者は張作霖である、彼が滿洲を假裝的獨立國として之に君臨して居る間に滿洲は段々と悪化低下して行つた、奉天で幾百萬といふ無價値の不換紙幣奉天票を濫發したことを回顧するものは滿洲の状態が如何に悲惨なるものなりしかを記憶するであらう、此の軍閥暴君の下に滿洲は如何なる意味に於ても國民黨の運動に加擔をせず又如何なる國民黨政府にも隸屬しなかつた、千九百二十六年彼れの子孫良が國民黨を北京がら掃蕩した時丁度筆者は北京に居合したが、學良に其司令部で會見した時、彼れの軍隊が北京市中を掠奪し婦女子を凌辱し有らん限りの亂暴狼藉を極めて居るのに對して一向心配さうな色も見えなかつた、斯かる混亂、無秩序惡政の下に、哀れなる支那人は苦しみ抜いて居る間に手近い處にある唯一の寄邊は日本の滿洲に於ける勢力だといふ譯だ、千九百三十一年日本人が北大營で取つた行動の眞意味は獨立張家の統治に比し滿洲に於て非常に改善した、そして以前から既に存在した現狀勢を調整したと云ふに過ぎないのだ。

支那にはまだ滿洲國よりすつと廣大な地域で南京にある所謂國民黨政府から滿洲國同様に獨立して居るものは澤山にある、そして是等地域は多少の程度の差はあるが、何れも種々な外國勢力の下にある。

蒙古と云ふものがあるが、蒙古に關しては一向世間に注意を惹かぬのも奇態だ、蒙古は強力なるソヴィエツト聯邦の勢力下にある一獨立國である、若し薄儀が日本の傀儡であるならば、「ウルガ」に於ける蒙古政府も亦莫斯科の傀儡である、然るに唯圖入して占奪した蘇聯邦に對しては一向抗議もなければ、ボイコットもない、蒙古は「蒙古人の共和國」と呼稱せられて居るやうであるが「カリーネン」や「チチュリン」や其他ソヴィエツト政治家が最初の「蒙古立憲議會」

の名譽議長に任命せられて居る。

蒙古は滿洲國の様に産業的資源には恵まれて居ないかも知れぬ、併し軍略的には同様に重要である、ソヴィエツトと境壤を接すること一千哩、其面積は「スカンデナヴィア」を除いた歐洲全土と均しい。

こゝにいふ譯だから極東並に或る強國の行動に就て論評する場合には蒙古の事を忘れてならない、新疆、西藏、四川も殆んど同様に南京政府から獨立の姿だ、だから支那を一度も來て見たことのない歐洲人の支那の此の廣大なる邊境諸省が凡て統一された支那だと云ふ途方ない謬想は一掃されねばならぬ。

結 論

之を要するに極東の平和を維持せんとす欲せば、日本との友好が必要であつて、之が爲めに、日本及日本の問題並に日本の態度を一層能く諒解することが何よりも必要だ、日本を目標とする英米同盟は偶々以て東洋の平和を危険化する丈のものだ、そこで極東に於ける恒久の平和を樹立するには英米及日本の三國間に率直なる意見の交換討論を爲すことが最良の方法だ、廣田外相は本年一月二十二日東京議會に於て左の如く述べて居る。

「私は世界の何れの地方にあつても吾人の利害關係の調節が不能であるとは考へぬ、日英兩國の相互諒解と協力とが世界の平和に寄與する最も重要な役目を有つことは言ふを俟たない」

日本は過去に於て疑もなく歐羅巴に接近することに失敗をした、日本は自ら極東の指導者を以て任じ一種の使命を有つて居ると信じて居る、それならば自ら其地位其問題及其懇求をもつと率直に歐洲列強に披瀝して列強の諒解を求むることを勉めなくてはならぬ。

極東の平和は前にも言つた如く主として支那問題の解決に懸つて居る、支那の現状は四分五裂何等の統一なく四億を越ゆる莫大な民生は窮乏のドン底に喘いで居る、此れが耽々たる列強の誘惑の断えざる根元である、此支那が甦生し其國民の生活程度を上げると云ふことは非常なる大問題で、外部からの助力なくしては到底達成し得られぬ仕事だ、此力は主として日本から來ねばならぬ（假令産業の方面に於て英國の經驗を通じて支那民生に特殊の援助は提供し得らるゝにしても）、一方英米同盟、他方と日本と二ツの陣營に分れて、此上支那の弱體を解體することに依て太平洋

制覇の競争を續けることからは唯患者を醸生する外何等の福利は出て來ない。
列強殊に日本はどうしても支那を助けて其甦生と再組織を達成せねばならぬ支那の開発と繁榮とは唯支那民生自身の向上の爲め望ましきことであるのみならず、總て凡ての種類の物貨に對し無限の市場を提供することになるので甘く之を取扱へば列強の間に何等の衝突紛争の餘地はない。

本論を終るに臨みて再び極言するが次の四項は即時實行の必要あるものである。

- 一、支那、日本、米國及び英國の四國間に率直なる意見の交換
- 二、極東平和の確保は支那、日本、英國及米國の權利及利益の確認及協調にあることをシツカリと認むること
- 三、日本は自分の主張及其慾求を世界に明示するに全力を盡すこと、日本は平和的手段に依て支那の再造と甦生に協力すべき一の方案を案出し之を世界列強に宣布すること
- 四、日本を目標とする排他的英米同盟締結の政策は廢棄すべきこと、蓋し斯の政策は平和の主義並に英國及大英聯邦の將來の經濟的利益の爲め致命的傷害なればなり

(終)

東京市麴町區三年町一番地霞山會館內
財團 暹羅協會
法人

電話銀座(57)二六五六番